

# 令和3年度

## 当初予算案等説明資料（その2）

### 2. 保健福祉局所管条例案

ページ

議案第57号	福岡市医療・介護従事者等応援基金条例の一部を改正する条例案	1
議案第63号	福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び 運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	3
議案第64号	福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び 運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	42
議案第65号	福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び 運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案	50
議案第66号	福岡市地域活動支援センターの設備及び 運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案	58
議案第67号	福岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例の 一部を改正する条例案	62
議案第68号	福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の 一部を改正する条例案	66
議案第69号	福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の 一部を改正する条例案	72
議案第70号	福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の 一部を改正する条例案	75
議案第71号	福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の 一部を改正する条例案	79
議案第72号	福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	83
議案第73号	福岡市介護保険条例の一部を改正する条例案	99
議案第74号	福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	108
議案第75号	福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	117

# 保健福祉局

	ページ
議案第 7 6 号 福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例案	<b>130</b>
議案第 7 7 号 福岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び 運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	<b>134</b>
議案第 7 8 号 福岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに 運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案	<b>138</b>
議案第 7 9 号 福岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに 運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案	<b>142</b>
議案第 8 0 号 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び 運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	<b>146</b>
議案第 8 1 号 福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び 運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	<b>153</b>
議案第 8 2 号 福岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び 運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案	<b>162</b>
議案第 8 3 号 福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び 運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	<b>166</b>
議案第 8 4 号 福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例案	<b>168</b>
議案第 8 5 号 福岡市食品衛生条例を廃止する条例案	<b>173</b>
議案第 8 6 号 福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案	<b>176</b>
議案第 8 7 号 福岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案	<b>178</b>

### 3. 一般議案

議案第 1 0 6 号 地方独立行政法人福岡市立病院機構第 4 期中期計画の認可 について	<b>180</b>
--	------------

### 4. 保健福祉局 組織編成案

**203**

## 2. 保健福祉局所管条例案

### 議案第 57 号

#### 福岡市医療・介護従事者等応援基金条例の一部を改正する条例案

##### 1 改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により，新型コロナウイルス感染症の定義に係る条項が削除されたことに伴い，所要の改正を行う必要があるによる。

##### 2 改正内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の一部改正により，新型コロナウイルス感染症の定義に係る条項が削除された。法改正以降も，新型コロナウイルス感染症の最前線で尽力されている医療・介護従事者等を支援し，感染症対策を実施するため，条例の改正を行うもの。

##### 3 施行期日

公布の日

##### 4 福岡市医療・介護従事者等応援基金条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
(設置) 第 1 条 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）</u> に係る医療及び介護に従事する者等を支援し，感染拡大の防止並びに地域における医療提供体制の確保及び維持に資するため，福岡市医療・介護従事者等応援基金（以下「基金」という。）を設置する。	(設置) 第 1 条 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）</u> に係る医療及び介護に従事する者等を支援し，感染拡大の防止並びに地域における医療提供体制の確保及び維持に資するため，福岡市医療・介護従事者等応援基金（以下「基金」という。）を設置する。
第 2 条 ～ 第 7 条 （略）	第 2 条 ～ 第 7 条 （略）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>附則            第一条（略）            （新型コロナウイルス感染症に関する特例）            第一条の二  <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。</u>            2～3（略）</p>	<p>附則            第一条（略）            （新型コロナウイルス感染症に関する特例）            第一条の二  <u>（削る）</u>              2～3（略）</p>

## 議案第 63 号

# 福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定障害福祉サービス事業者に感染症の発生又はまん延の防止のための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

### 2 改正内容

- (1) 虐待の防止等のための措置の義務化（第 3 条第 3 項，第 41 条の 2 関係）
- (2) ハラスメントの防止等に係る規定の追加（第 34 条第 4 項，第 71 条第 4 項，第 201 条第 6 項，第 202 条の 21 第 5 項関係）
- (3) 業務継続計画の策定等の義務化（第 34 条の 2 関係）
- (4) 感染症の発生又はまん延の防止のための措置の義務化（第 35 条第 3 項，第 74 条第 2 項，第 93 条第 2 項関係）
- (5) 訪問系サービスにおける身体拘束等の禁止の規定の追加（第 36 条の 2 関係）
- (6) 非常災害の訓練実施に係る地域住民との連携の規定の追加（第 73 条第 4 項関係）
- (7) 就労支援員の常勤要件の緩和（第 164 条関係）
- (8) その他規定の整備

### 3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

### 4 福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条・第 2 条 略  (指定障害福祉サービス事業者の一般原則)	第 1 条・第 2 条 略  (指定障害福祉サービス事業者の一般原則)
第 3 条 略	第 3 条 略
2 略	2 略
3 指定障害福祉サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため， <u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければ</u>	3 指定障害福祉サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため， <u>必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。</u>

ならない。

第4条～第31条 略

(運営規程)

第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第36条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1)～(9) 略

第33条 略

(勤務体制の確保等)

第34条 略

2・3 略

新設

新設

第4条～第31条 略

(運営規程)

第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第36条第1項において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1)～(9) 略

第33条 略

(勤務体制の確保等)

第34条 略

2・3 略

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しな

(衛生管理等)

第35条 略

2 略

新設

(掲示)

第36条 略

新設

新設

なければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第35条 略

2 略

3 指定居宅介護事業者は、その指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第36条 略

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面をその指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居

宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第37条～第41条 略

第37条～第41条 略

(虐待の防止)

新設

第41条の2 指定居宅介護事業者は、その指定居宅介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従



業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

#### 第42条～第44条 略

(準用)

第45条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第45条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第45条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第45条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第45条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第45条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第45条第1項において準用する第36条」と、第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第45条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第45条第2項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第45条第2項において準用する第

#### 第42条～第44条 略

(準用)

第45条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第45条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第45条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第45条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第45条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第45条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第45条第1項において準用する第36条第1項」と、第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第45条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第45条第2項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第45条第2項において準用する第

22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第45条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第45条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第45条第2項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

#### 第45条の2～第49条 略

(運営に関する基準)

第50条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第45条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第50条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第50条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第50条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第46条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第50条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第50条第1項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで、第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第45条を除く。)及び第46条から前条までの規定は、重度訪問介

22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第45条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第45条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第45条第2項において準用する第36条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第45条の2～第49条 略

(運営に関する基準)

第50条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第45条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第50条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第50条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第50条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第46条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第50条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する第36条第1項」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで、第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第45条を除く。)及び第46条から前条までの規定は、

護, 同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第50条第2項において準用する第32条」と, 第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第22条第2項」と, 第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第1項」と, 第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第46条第3項」と, 第31条第1項中「第27条」とあるのは「第50条第2項において準用する第27条」と, 第32条中「第36条」とあるのは「第50条第2項において準用する第36条」と, 第49条第1項第2号中「第46条第3項」とあるのは「第50条第2項において準用する第46条第3項」と, 第49条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項」と読み替えるものとする。

第51条～第60条 略

(療養介護計画の作成等)

第61条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は, 療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し, 前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

第62条～第69条 略

重度訪問介護, 同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第50条第2項において準用する第32条」と, 第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第22条第2項」と, 第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第1項」と, 第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第46条第3項」と, 第31条第3項中「第27条」とあるのは「第50条第2項において準用する第27条」と, 第32条中「第36条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する第36条第1項」と, 第49条第1項第2号中「第46条第3項」とあるのは「第50条第2項において準用する第46条第3項」と, 同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項」と読み替えるものとする。

第51条～第60条 略

(療養介護計画の作成等)

第61条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は, 療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい, テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し, 前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

第62条～第69条 略

(運営規程)

第70条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第75条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(10) 略

(勤務体制の確保等)

第71条 略

2・3 略

新設

第72条 略

(非常災害対策)

第73条 略

2・3 略

新設

(衛生管理等)

第74条 略

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

新設

(運営規程)

第70条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第75条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(10) 略

(勤務体制の確保等)

第71条 略

2・3 略

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第72条 略

(非常災害対策)

第73条 略

2・3 略

4 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第74条 略

2 指定療養介護事業者は、その指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定療養介護事業所における感

(掲示)  
第75条 略  
新設

(身体拘束等の禁止)  
第76条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。  
2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

第77条 略

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(掲示)  
第75条 略

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面をその指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第76条 削除

第77条 略

(記録の整備)

第78条 略

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 第76条第2項に規定する身体拘束等の記録

(5)・(6) 略

(準用)

第79条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第37条、第38条第1項、第39条から第41条まで及び第44条の規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第70条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第57条第1項」と読み替えるものとする。

第80条～第88条 略

(職場への定着のための支援の実施)

第88条の2 略

新設

(記録の整備)

第78条 略

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 次条において準用する第36条の2第2項に規定する身体拘束等の記録

(5)・(6) 略

(準用)

第79条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第34条の2、第36条の2から第38条(第2項を除く。)まで、第39条から第41条の2まで及び第44条の規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第70条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第57条第1項」と読み替えるものとする。

第80条～第88条 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第88条の2 略

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者が、第195条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第89条～第91条 略

(運営規程)

第92条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第95条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(12) 略

(衛生管理等)

第93条 略

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

新設

第94条 略

(掲示)

第95条 略

第89条～第91条 略

(運営規程)

第92条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第95条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(12) 略

(衛生管理等)

第93条 略

2 指定生活介護事業者は、その指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第94条 略

(掲示)

第95条 略

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面をその指定生活介護

事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(準用)

第96条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条及び第78条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第85条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第85条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第96条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第96条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第96条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第96条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第96条」と読み替えるものとする。

第96条の2～第96条の4 略

(準用)

第96条の5 第10条から第18条まで、第20

(準用)

第96条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで及び第76条から第78条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第85条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第85条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第96条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第96条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第96条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第96条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第96条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第96条」と読み替えるものとする。

第96条の2～第96条の4 略

(準用)

第96条の5 第10条から第18条まで、第20



条, 第21条, 第23条, 第24条, 第29条, 第37条から第42条まで, 第53条, 第60条から第63条まで, 第69条, 第71条から第73条まで, 第76条から第78条まで, 第80条, 第82条及び前節（第96条を除く。）の規定は, 共生型生活介護の事業について準用する。

#### 第97条 略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第98条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条, 第112条, 第151条の2及び第161条の2において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条, 第112条, 第151条の2及び第161条の2において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第26条第2項に規定する通いサービスを除く。以下この条, 第112条, 第151条の2及び第161条の2において同じ。）を提供する場合には, 当該通いサービスを基準該当生活介護と, 当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条, 第112条, 第151条の2及び第161条の2において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において, 前条の規定は, 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については, 適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機

条, 第21条, 第23条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第44条, 第53条, 第60条から第63条まで, 第69条, 第71条から第73条まで, 第77条, 第78条, 第80条, 第82条及び前節（第96条を除く。）の規定は, 共生型生活介護の事業について準用する。

#### 第97条 略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第98条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条, 第112条, 第151条の2及び第161条の2において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条, 第112条, 第151条の2及び第161条の2において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第26条第2項に規定する通いサービスを除く。以下この条, 第112条, 第151条の2及び第161条の2において同じ。）を提供する場合には, 当該通いサービスを基準該当生活介護と, 当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条, 第112条, 第151条の2及び第161条の2において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において, 前条の規定は, 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については, 適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機

能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型介護予防サービス基準第26条第1項に規定する登録者を除く。第112条、第151条の2及び第161条の2において同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第56条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第73条の6において準用する指定通所支援基準第56条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第112条、第151条の2及び第161条の2において同じ。）にあつては、18人）以下とすること。

(2) 略

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準第27条に規定する居間及び食堂を除く。第112条、第151条の2及び第161条の2において同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4)・(5) 略

第99条～第110条 略

能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型介護予防サービス基準第26条第1項に規定する登録者を除く。第151条の2及び第161条の2において同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第56条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第73条の6において準用する指定通所支援基準第56条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第112条、第151条の2及び第161条の2において同じ。）にあつては、18人）以下とすること。

(2) 略

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準第27条に規定する居間及び食堂を除く。第151条の2及び第161条の2において同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4)・(5) 略

第99条～第110条 略

(準用)

第111条 第10条, 第12条から第18条まで, 第20条, 第21条, 第23条, 第24条, 第29条, 第30条, 第37条から第44条まで, 第63条, 第69条, 第71条, 第73条, 第76条, 第77条, 第90条及び第93条から第95条までの規定は, 指定短期入所の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第109条」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第106条第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第106条第2項」と, 第95条中「前条」とあるのは「第111条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第111条の2・第111条の3 略

(準用)

第111条の4 第10条, 第12条から第18条まで, 第20条, 第21条, 第23条, 第24条, 第29条, 第30条, 第37条から第43条まで, 第53条, 第63条, 第69条, 第71条から第73条まで, 第76条, 第77条, 第90条, 第93条から第95条まで, 第100条及び前節(第110条及び第111条を除く。)の規定は, 共生型短期入所の事業について準用する。

第112条～第123条 略

(準用)

第124条 第10条から第22条まで, 第24条, 第29条, 第30条, 第35条から第44条まで及び第69条の規定は, 指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第123条」と, 第21条第2項中「次

(準用)

第111条 第10条, 第12条から第18条まで, 第20条, 第21条, 第23条, 第24条, 第29条, 第30条, 第34条の2, 第36条の2から第44条まで, 第63条, 第69条, 第71条, 第73条, 第77条, 第90条及び第93条から第95条までの規定は, 指定短期入所の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第109条」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第106条第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第106条第2項」と, 第95条第1項中「前条」とあるのは「第111条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第111条の2・第111条の3 略

(準用)

第111条の4 第10条, 第12条から第18条まで, 第20条, 第21条, 第23条, 第24条, 第29条, 第30条, 第34条の2, 第36条の2から第44条まで, 第53条, 第63条, 第69条, 第71条から第73条まで, 第77条, 第90条, 第93条から第95条まで, 第100条及び前節(第110条及び第111条を除く。)の規定は, 共生型短期入所の事業について準用する。

第112条～第123条 略

(準用)

第124条 第10条から第22条まで, 第24条, 第29条, 第30条, 第34条(第1項及び第2項を除く。)から第44条まで及び第69条の規定は, 指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第123

条第1項」とあるのは「第124条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第124条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

#### 第125条～第149条 略

(準用)

第150条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第88条の2から第95条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第150条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第150条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第150条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第150条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第150条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第150条において準用す

条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第124条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第124条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

#### 第125条～第149条 略

(準用)

第150条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条及び第88条の2から第95条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第150条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第150条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第150条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第150条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第150条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第150

る第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第150条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第150条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第150条の2・第150条の3 略

(準用)

第150条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第82条、第88条の2から第95条まで、第143条及び前節(第150条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第151条～第158条の2 略

(記録の整備)

第159条 略

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 次条において準用する第76条第2項に規定する身体拘束等の記録

(5)・(6) 略

(準用)

第160条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、

条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第150条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第150条の2・第150条の3 略

(準用)

第150条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第82条、第88条の2から第95条まで、第143条及び前節(第150条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第151条～第158条の2 略

(記録の整備)

第159条 略

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 次条において準用する第36条の2第2項に規定する身体拘束等の記録

(5)・(6) 略

(準用)

第160条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2

第44条，第60条から第63条まで，第69条，第71条から第73条まで，第76条，第77条，第88条の2から第95条まで，第148条及び第149条の規定は，指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において，第10条第1項中「第32条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と，第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と，第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第158条第2項」と，第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と，第62条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と，第92条中「第95条」とあるのは「第160条において準用する第95条」と，第95条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第160条の2・第160条の3 略

（準用）

第160条の4 第10条から第19条まで，第21条，第24条，第29条，第37条から第42条まで，第53条，第60条から第63条まで，第69条，第71条から第73条まで，第76条，第77条，第82条，第88条の2から第95条まで，第148条，第149条，第153条及び前節（第160条を除く。）の規定は，共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第161条～第163条 略

から第42条まで，第44条，第60条から第63条まで，第69条，第71条から第73条まで，第77条，第88条の2から第95条まで，第148条及び第149条の規定は，指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において，第10条第1項中「第32条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と，第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と，第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第158条第2項」と，第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と，第62条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と，第92条中「第95条第1項」とあるのは「第160条において準用する第95条第1項」と，第95条第1項中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第160条の2・第160条の3 略

（準用）

第160条の4 第10条から第19条まで，第21条，第24条，第29条，第34条の2，第36条の2から第42条まで，第44条，第53条，第60条から第63条まで，第69条，第71条から第73条まで，第77条，第82条，第88条の2から第95条まで，第148条，第149条，第153条及び前節（第160条を除く。）の規定は，共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第161条～第163条 略

(従業者の員数)

第164条 略

2～4 略

5 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 略

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第165条 略

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第4項まで及び第6項の規定を準用する。

第166条～第170条 略

(職場への定着のための支援の実施)

第171条 略

新設

第172条 略

(準用)

第173条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第87条、第88条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第158

(従業者の員数)

第164条 略

2～4 略

削る

5 略

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第165条 略

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

第166条～第170条 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第171条 略

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第195条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第172条 略

(準用)

第173条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第88条、第89条から第95条まで、第147条、第148条

条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第173条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第173条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第173条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第173条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第173条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

及び第158条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第173条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第173条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第173条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第173条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。



第174条～第183条 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第184条 略

新設

第185条・第185条の2 略

新設

(準用)

第186条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第89条から第91条まで、第93条から第95条まで、第147条及び第148条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるの

第174条～第183条 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第184条 略

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第195条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第185条・第185条の2 略

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第185条の3 指定就労継続支援A型事業者は、その指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第186条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第89条から第91条まで、第93条から第95条まで、第147条及び第148条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」と

は「第185条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第186条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第186条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第186条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第186条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第186条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第186条」と、第95条中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と読み替えるものとする。

#### 第187条～第190条 略

(準用)

第191条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第87条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第182条から第184条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第191条において準用する第

あるのは「第185条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第186条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第186条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第186条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第186条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第186条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と読み替えるものとする。

#### 第187条～第190条 略

(準用)

第191条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第182条から第184条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第191条において

92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第191条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第191条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第191条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第191条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第191条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第191条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第191条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第182条第1項中「第186条」とあるのは「第191条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第192条～第194条 略

(準用)

第195条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第53条、第60条から第63条まで、第71条、第73条、第76条から第78条まで、第

準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第191条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第191条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第191条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第191条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第191条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第191条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第182条第1項中「第186条」とあるのは「第191条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第192条～第194条 略

(準用)

第195条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第53条、第60条から第63条まで、第71条、第73条、第77条、

87条, 第90条, 第91条, 第93条から第95条まで, 第147条(第1項を除く。), 第148条, 第182条から第184条まで及び第187条の規定は, 基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第193条」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第195条において準用する第147条第2項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第195条において準用する第147条第2項」と, 第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第195条において準用する次条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と, 第61条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と, 第62条中「前条」とあるのは「第195条において準用する前条」と, 第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第195条において準用する第61条」と, 「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と, 同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第195条において準用する第20条第1項」と, 同項第3号中「第68条」とあるのは「第195条において準用する第91条」と, 同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第195条において準用する第76条第2項」と, 同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第195条」と, 第95条中「前条」とあるのは「第195条において準用する前条」と, 第182条第1項中「第186条」とあるのは「第195条」と, 「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第195条の2～第195条の7 略

(職場への定着のための支援の実施)

第78条, 第87条, 第90条, 第91条, 第93条から第95条まで, 第147条(第1項を除く。), 第148条, 第182条から第184条まで及び第187条の規定は, 基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第193条」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第195条において準用する第147条第2項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第195条において準用する第147条第2項」と, 第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第195条において準用する次条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と, 第61条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と, 第62条中「前条」とあるのは「第195条において準用する前条」と, 第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第195条において準用する第61条」と, 「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と, 同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第195条において準用する第20条第1項」と, 同項第3号中「第68条」とあるのは「第195条において準用する第91条」と, 同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第195条」と, 第95条第1項中「前条」とあるのは「第195条において準用する前条」と, 第182条第1項中「第186条」とあるのは「第195条」と, 「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第195条の2～第195条の7 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第195条の8 略

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

第195条の9～第195条11 略

(準用)

第195条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第60条、第61条、第63条及び第69条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第195条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第195条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第195条の12において準用する第22条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第195条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第195条の13～第195条の19 略

(準用)

第195条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第60条、第61条、第63条、第69条、第195条の6、第195条の10及び第195条の11の規定は、指定自

第195条の8 略

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

第195条の9～第195条11 略

(準用)

第195条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第44条、第60条、第61条、第63条及び第69条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第195条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第195条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第195条の12において準用する第22条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第195条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第195条の13～第195条の19 略

(準用)

第195条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第44条、第60条、第61条、第63条、第69条、第195条の6、第195条の10及

立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第195条の20において準用する第195条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第195条の20において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第195条の20において準用する第22条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第195条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第196条 略

(従業者の員数)

第197条 略

2 略

3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第198条～第200条の8 略

(勤務体制の確保等)

第201条 略

2～5 略

新設

び第195条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第195条の20において準用する第195条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第195条の20において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第195条の20において準用する第22条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第195条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第196条 略

(従業者の員数)

第197条 略

2 略

3 第1項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第198条～第200条の8 略

(勤務体制の確保等)

第201条 略

2～5 略

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに

第201条の2～第201条の4 略

(準用)

第202条 第10条, 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第37条から第42条まで, 第44条, 第56条, 第61条, 第63条, 第69条, 第73条, 第76条から第78条まで, 第91条, 第93条, 第95条及び第158条の2の規定は, 指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第200条の8」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の3第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第200条の3第2項」と, 第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第202条において準用する第61条」と, 「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条において準用する第56条第1項」と, 同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条において準用する第91条」と, 同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条において準用する第76条第2項」と, 同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第202条」と, 第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と, 第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者

より従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第201条の2～第201条の4 略

(準用)

第202条 第10条, 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第44条, 第56条, 第61条, 第63条, 第69条, 第73条, 第77条, 第78条, 第91条, 第93条, 第95条及び第158条の2の規定は, 指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第200条の8」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の3第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第200条の3第2項」と, 第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第202条において準用する第61条」と, 「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条において準用する第56条第1項」と, 同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条において準用する第91条」と, 同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第202条」と, 第95条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と, 第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と, 同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓

を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第202条の2・第202条の3 略

(従業者の員数)

第202条の4 略

2・3 略

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第202条の5～第202条の10 略

(準用)

第202条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第200条から第200条の5まで及び第200条の8から第201条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第202条の11において準用する第200条の8」と、第21条第2項中「次条第1項」

練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第202条の2・第202条の3 略

(従業者の員数)

第202条の4 略

2・3 略

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第202条の5～第202条の10 略

(準用)

第202条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第77条、第78条、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第200条から第200条の5まで及び第200条の8から第201条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第202条の11において準用する第200条の8」と、第21条



とあるのは「第202条の11において準用する第200条の3第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第202条の11において準用する第200条の3第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第202条の11において読み替えて準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条の11において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条の11において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条の11において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第202条の11」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条の11において準用する第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第202条の12・第202条の13 略

(従業者の員数)

第202条の14 略

第2項中「次条第1項」とあるのは「第202条の11において準用する第200条の3第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第202条の11において準用する第200条の3第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第202条の11において読み替えて準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条の11において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条の11において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第202条の11」と、第95条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条の11において準用する第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第202条の12・第202条の13 略

(従業者の員数)

第202条の14 略

2 略

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第202条の15～第202条の20 略

(勤務体制の確保等)

第202条の21 略

2～4 略

新設

(準用)

第202条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第200条から第200条の7まで及び第201条の2から第201条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第202条の22において準用する第200条の3第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第202条の22において準用する第200条の3第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは

2 略

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第202条の15～第202条の20 略

(勤務体制の確保等)

第202条の21 略

2～4 略

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第202条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第77条、第78条、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第200条から第200条の7まで及び第201条の2から第201条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第202条の22において準用する第200条の3第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第202条の22において準用する第200条の3第2項」と、第61条中「療養介護計画」と

「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第202条の22において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条の22において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条の22において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条の22において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第202条の22」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条の22において準用する第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第200条の6第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第203条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事

あるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第202条の22において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条の22において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条の22において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第202条の22」と、第95条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条の22において準用する第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第200条の6第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第203条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事

業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第58条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第81条第6項、第144条第6項及び第7項、第154条第6項、第164条第4項及び第5項並びに第175条第4項（第188条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所（前項に規定する指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第81条第1項第3号及び第7項、第144条第1項第2号及び第8項、第154条第1項第3号及び第7項、第164条第1項第3号及び第6項並びに第175条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第188条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとする

業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第58条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第81条第6項、第144条第6項及び第7項、第154条第6項、第164条第4項並びに第175条第4項（第188条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする

2 多機能型事業所（前項に規定する指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第81条第1項第3号及び第7項、第144条第1項第2号及び第8項、第154条第1項第3号及び第7項、第164条第1項第3号及び第5項並びに第175条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第188条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとする

ができる。

(1)・(2) 略

第204条～第210条 略

(準用)

第211条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第62条まで、第69条、第71条から第73条まで、第78条、第84条、第92条（第10号を除く。）及び第95条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第211条第1項において準用する第92条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第211条第2項において準用する第85条第2項及び第3項、第211条第3項及び第5項において準用する第147条第2項及び第3項並びに第211条第4項において準用する第158条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第211条第2項において準用する第85条第2項、第211条第3項及び第5項において準用する第147条第2項並びに第211条第4項において準用する第158条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する次条第1項」と、「療

ができる。

(1)・(2) 略

第204条～第210条 略

(準用)

第211条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第84条、第89条から第91条まで、第92条（第10号を除く。）及び第93条から第95条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第211条第1項において準用する第92条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第211条第2項において準用する第85条第2項及び第3項、第211条第3項及び第5項において準用する第147条第2項及び第3項並びに第211条第4項において準用する第158条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第211条第2項において準用する第85条第2項、第211条第3項及び第5項において準用する第147条第2項並びに第211条第4項において準用する第158条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第60条第1項中「次条第1項」と

養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第62条中「前条」とあるのは「第211条第1項において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第211条第2項から第5項までにおいて準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第211条第1項において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第211条第1項」と、第95条中「前条」とあるのは「第211条第2項から第5項までにおいて準用する前条」

- 2 第63条、第76条、第77条、第80条、第85条（第1項を除く。）、第86条（第5項を除く。）、第87条から第91条まで、第93条及び第94条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第76条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第80条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第85条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第

あるのは「第211条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第62条中「前条」とあるのは「第211条第1項において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第211条第1項において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第211条第1項」と、第91条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第211条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

- 2 第80条、第85条（第1項を除く。）、第86条（第5項を除く。）、第87条及び第88条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第80条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第85条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第86条第6項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

86条第6項及び第89条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第91条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第93条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第63条, 第76条, 第77条, 第89条から第91条まで, 第93条, 第94条, 第143条, 第147条(第1項を除く。), 第148条(第3項を除く。)及び第149条第2項の規定は, 特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において, 第76条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と, 第89条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と, 第91条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と, 第93条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と, 第143条中「自立訓練(機能訓練)(規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と, 第147条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と, 第148条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第63条, 第76条, 第77条, 第89条から第91条まで, 第93条, 第94条, 第148条(第3項を除く。), 第149条第2項, 第153条及び第158条(第1項及び第4項を除く。)の

3 第143条, 第147条(第1項を除く。), 第148条(第3項を除く。)及び第149条第2項の規定は, 特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において, 第143条中「自立訓練(機能訓練)(規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と, 第147条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と, 第148条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第148条(第3項を除く。), 第149条第2項, 第153条及び第158条(第1項及び第4項を除く。)の規定は, 特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立

規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第76条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第89条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第91条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第93条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第148条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第153条中「自立訓練（生活訓練）（規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第158条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第63条、第76条、第77条、第87条、第89条から第91条まで、第93条、第94条、第147条（第1項を除く。）、第148条（第3項を除く。）、第182条から第184条まで、第187条及び第190条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第76条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第89条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第91条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第93条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害

訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第148条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第153条中「自立訓練（生活訓練）（規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第158条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第87条、第147条（第1項を除く。）、第148条（第3項を除く。）、第182条から第184条まで、第187条及び第190条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第147条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第148条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第182条第1項中「第186条」とあるのは「第211条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第187条中「規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B



福祉サービス事業所」と、第147条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第148条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第182条第1項中「第186条」とあるのは「第211条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第187条中「規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### 1～14 略

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

- 15 第200条の6第3項及び第202条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### 1～14 略

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

- 15 第200条の6第3項及び第202条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

16 第200条の6第3項及び第202条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) 略

17 略

（基準日前から引き続き存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）

18 基準日前から引き続き存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、基準日において基本的な設備が完成していたものを含み、基準日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業等について、第199条（第202条の16において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、第199条第7項中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、同条第7項第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、

16 第200条の6第3項及び第202条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) 略

17 略

（基準日前から引き続き存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）

18 基準日前から引き続き存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、基準日において基本的な設備が完成していたものを含み、基準日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業等について、第199条（第202条の16において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、第199条第7項中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、同条第8項第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、

適用しない。

以下略

適用しない。

以下略

## 議案第 64 号

# 福岡市指定障がい者支援施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定障害者支援施設等に感染症の発生又はまん延の防止のための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

### 2 改正内容

- (1) 虐待の防止等のための措置の義務化（第 3 条第 3 項，第 59 条の 2 関係）
- (2) 就労支援員の常勤要件の緩和（第 5 条第 1 項関係）
- (3) ハラスメントの防止等に係る規定の追加（第 47 条第 4 項関係）
- (4) 業務継続計画の策定等の義務化（第 47 条の 2 関係）
- (5) 非常災害の訓練実施に係る地域住民との連携の規定の追加（第 49 条第 4 項関係）
- (6) 感染症の発生又はまん延の防止のための措置の義務化（第 50 条第 2 項関係）
- (7) 身体拘束等の適正化を図るための措置の義務化（第 53 条第 3 項関係）
- (8) その他規定の整備

### 3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

### 4 福岡市指定障がい者支援施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表 ※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条・第 2 条 略  (指定障害者支援施設等の一般原則) 第 3 条 略 2 略 3 指定障害者支援施設等は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため， <u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。</u>  第 4 条 略	第 1 条・第 2 条 略  (指定障害者支援施設等の一般原則) 第 3 条 略 2 略 3 指定障害者支援施設等は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため， <u>必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>  第 4 条 略

(従業者の員数)

第5条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 就労移行支援を行う場合

ア～ウ 略

エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ 略

(5)・(6) 略

2・3 略

第6条 略

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第7条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第5条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ並びに第4号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)及びエの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第5条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ並びに第4号ア(ウ)、イ(イ)及びオの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとする

(従業者の員数)

第5条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 就労移行支援を行う場合

ア～ウ 略

削る

エ 略

(5)・(6) 略

2・3 略

第6条 略

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第7条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第5条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ、第4号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。) 並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第5条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤

ことができる。

(1)・(2) 略

第8条～第14条 略

(サービス提供困難時の対応)

第15条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者（福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号）第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第144条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第164条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同条例第190条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 略

第16条～第26条 略

でなければならないとすることができる。

(1)・(2) 略

第8条～第14条 略

(サービス提供困難時の対応)

第15条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者（福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号。第36条第3項において「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。）第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第144条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第164条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同条例第190条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 略

第16条～第26条 略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第27条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

第28条～第35条 略

(職場への定着のための支援の実施)

第36条 略

2 略

新設

新設

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第27条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

第28条～第35条 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第36条 略

2 略

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(指定障がい福祉サービス等基準条例第195条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定障がい福祉サービス等基準条例第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡

第37条～第45条 略

(運営規程)

第46条 指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第52条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(13) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 略

2・3 略

新設

新設

調整に努めなければならない。

第37条～第45条 略

(運営規程)

第46条 指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第52条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(13) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 略

2・3 略

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第47条の2 指定障害者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業



第48条 略

(非常災害対策)

第49条 略

2・3 略

新設

(衛生管理等)

第50条 略

2 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

新設

第51条 略

(掲示)

第52条 略

新設

務継続計画の変更を行うものとする。

第48条 略

(非常災害対策)

第49条 略

2・3 略

4 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第50条 略

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第51条 略

(掲示)

第52条 略

2 指定障害者支援施設等は、前項に規定す

(身体拘束等の禁止)  
第53条 略  
2 略  
新設

第54条～第59条 略

新設

る事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)  
第53条 略  
2 略

3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第54条～第59条 略

(虐待の防止)

第59条の2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施する  
ための担当者を置くこと。

以下略

以下略

## 議案第 65 号

# 福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定障害福祉サービス事業者に感染症の発生又はまん延の防止のための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

### 2 改正内容

- (1) 虐待の防止等のための措置の義務化（第 3 条第 3 項，第 32 条の 2 関係）
- (2) 非常災害の訓練実施に係る地域住民との連携の規定の追加（第 8 条第 4 項関係）
- (3) ハラスメントの防止等に係る規定の追加（第 25 条第 4 項関係）
- (4) 業務継続計画の策定等の義務化（第 25 条の 2 関係）
- (5) 感染症の発生又はまん延の防止のための措置の義務化（第 27 条第 2 項，第 49 条第 2 項関係）
- (6) 身体拘束等の適正化を図るための措置の義務化（第 28 条第 3 項関係）
- (7) 就労支援員の常勤要件の緩和（第 64 条関係）
- (8) その他規定の整備

### 3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

### 4 福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条・第 2 条 略  (障害福祉サービス事業者の一般原則) 第 3 条 略 2 略 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない</u> 。  第 4 条～第 7 条 略	第 1 条・第 2 条 略  (障害福祉サービス事業者の一般原則) 第 3 条 略 2 略 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない</u> 。  第 4 条～第 7 条 略

(非常災害対策)

第8条 略

2・3 略

新設

第9条～第16条 略

(療養介護計画の作成等)

第17条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

第18条～第24条 略

(勤務体制の確保等)

第25条 略

2・3 略

新設

(非常災害対策)

第8条 略

2・3 略

4 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第9条～第16条 略

(療養介護計画の作成等)

第17条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

第18条～第24条 略

(勤務体制の確保等)

第25条 略

2・3 略

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

新設

第26条 略

(衛生管理等)

第27条 略

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

新設

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条 略

(衛生管理等)

第27条 略

2 療養介護事業者は、その療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を

(身体拘束等の禁止)

第28条 略

2 略

新設

第29条～第32条 略

新設

第33条～第45条 略

定期的に実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第28条 略

2 略

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第29条～第32条 略

(虐待の防止)

第32条の2 療養介護事業者は、その療養介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条～第45条 略

(職場への定着のための支援の実施)

第45条の2 略

新設

第46条～第48条 略

(衛生管理等)

第49条 略

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

新設

(職場への定着のための支援等の実施)

第45条の2 略

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者が、指定就労定着支援(福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第57号)第195条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整に努めなければならない。

第46条～第48条 略

(衛生管理等)

第49条 略

2 生活介護事業者は、その生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん



第50条～第63条 略

(職員の配置の基準)

第64条 略

2～5 略

6 第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 略

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第65条 略

2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。

(職場への定着のための支援の実施)

第68条 略

新設

第70条～第72条の2 略

新設

延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第50条～第63条 略

(職員の配置の基準)

第64条 略

2～5 略

削る

6 略

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第65条 略

2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から第6項までの規定を準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)

第68条 略

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第70条～第72条の2 略

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第72条の3 就労継続支援A型事業者は、その就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が

第73条～第82条 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第83条 略

新設

第84条～第89条 略

(職員の員数等の特例)

第90条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第40条第7項、第53条第7項及び第8項、第60条第7項、第64条第5項及び第6項並びに第75条第5項(第88条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。))を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第40条第1項第4号

定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第73条～第82条 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第83条 略

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条～第89条 略

(職員の員数等の特例)

第90条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第40条第7項、第53条第7項及び第8項、第60条第7項、第64条第5項並びに第75条第5項(第88条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。))を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第40条第1項第4号

及び第8項、第53条第1項第3号及び第9項、第60条第1項第4号及び第8項、第64条第1項第4号及び第7項並びに第75条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第88条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) 略

3 略

以下略

及び第8項、第53条第1項第3号及び第9項、第60条第1項第4号及び第8項、第64条第1項第4号及び第6項並びに第75条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第88条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) 略

3 略

以下略

## 議案第 66 号

# 福岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する 条例案

### 1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域活動支援センターに感染症の発生又はまん延の防止のための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

### 2 改正内容

- (1) 虐待の防止等のための措置の義務化（第 2 条第 4 項，第 18 条の 2 関係）
- (2) 非常災害の訓練実施に係る地域住民との連携の規定の追加（第 4 条第 4 項関係）
- (3) ハラスメントの防止等に係る規定の追加（第 13 条第 4 項関係）
- (4) 業務継続計画の策定等の義務化（第 14 条の 2 関係）
- (5) 感染症の発生又はまん延の防止のための措置の義務化（第 15 条第 2 項関係）
- (6) その他規定の整備

### 3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

### 4 福岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条 略  (基本方針)	第 1 条 略  (基本方針)
第 2 条 略 2・3 略 4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため， <u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。</u>	第 2 条 略 2・3 略 4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため， <u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
第 3 条 略  (非常災害対策)	第 3 条 略  (非常災害対策)
第 4 条 略 2・3 略	第 4 条 略 2・3 略

新設	<p><u>4 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>
第5条～第13条 略	第5条～第13条 略
新設	<p><u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p><u>第13条の2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p><u>3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
第14条 略	第14条 略
新設	<p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第14条の2 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>

(衛生管理等)

第15条 略

2 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

新設

第16条～第18条 略

新設

ない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 略

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第18条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第16条～第18条 略

(虐待の防止)

第18条の2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおける虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げ

以下略

る措置を講じなければならない。

(1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的  
に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的  
に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施する  
ための担当者を置くこと。

以下略

## 議案第 67 号

### 福岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、福祉ホームに感染症の発生又はまん延の防止のための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

#### 2 改正内容

- (1) 虐待の防止等のための措置の義務化（第 2 条第 4 項、第 16 条の 2 関係）
- (2) 非常災害の訓練実施に係る地域住民との連携の規定の追加（第 5 条第 4 項関係）
- (3) ハラスメントの防止等に係る規定の追加（第 11 条の 2 第 4 項関係）
- (4) 業務継続計画の策定等の義務化（第 12 条の 2 関係）
- (5) 感染症の発生又はまん延の防止のための措置の義務化（第 13 条第 2 項関係）
- (6) その他規定の整備

#### 3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

#### 4 福岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条 略  (基本方針) 第 2 条 略 2・3 略 4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。</u>	第 1 条 略  (基本方針) 第 2 条 略 2・3 略 4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
第 3 条・第 4 条 略  (非常災害対策) 第 5 条 略 2・3 略 新設	第 3 条・第 4 条 略  (非常災害対策) 第 5 条 略 2・3 略 4 <u>福祉ホームは、前項に規定する訓練の実</u>



第6条～第11条 略

新設

第12条 略

新設

施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第6条～第11条 略

(勤務体制の確保等)

第11条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第12条 略

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修

(衛生管理等)

第13条 略

2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

新設

第14条～第16条 略

新設

及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 略

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第16条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第14条～第16条 略

(虐待の防止)

第16条の2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおける虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。))を定期的に開催すると

ともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的  
に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施す  
るための担当者を置くこと。

以下略

以下略

## 議案第 68 号

# 福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害者支援施設に感染症の発生又はまん延の防止のための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

### 2 改正内容

- (1) 虐待の防止等のための措置の義務化（第 3 条第 3 項，第 45 条の 2 関係）
- (2) 非常災害の訓練実施に係る地域住民との連携の規定の追加（第 7 条第 4 項関係）
- (3) 就労支援員の常勤要件の緩和（第 11 条第 1 項関係）
- (4) ハラスメントの防止等に係る規定の追加（第 37 条第 4 項関係）
- (5) 業務継続計画の策定等の義務化（第 37 条の 2 関係）
- (6) 感染症の発生又はまん延の防止のための措置の義務化（第 39 条第 2 項関係）
- (7) 身体拘束等の適正化を図るための措置の義務化（第 41 条第 3 項関係）
- (8) その他規定の整備

### 3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

### 4 福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条・第 2 条 略  (障害者支援施設の一般原則) 第 3 条 略 2 略 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。</u>	第 1 条・第 2 条 略  (障害者支援施設の一般原則) 第 3 条 略 2 略 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
第 4 条～第 6 条 略	第 4 条～第 6 条 略

(非常災害対策)

第7条 略

2・3 略

新設

第8条～第10条 略

(職員の配置の基準)

第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 就労移行支援を行う場合

ア～ウ 略

エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ 略

(6)・(7) 略

2～4 略

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第12条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)及びエ並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びカ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サー

(非常災害対策)

第7条 略

2・3 略

4 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第8条～第10条 略

(職員の配置の基準)

第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 就労移行支援を行う場合

ア～ウ 略

削る

エ 略

(6)・(7) 略

2～4 略

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第12条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びカ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サー

ビス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならぬとすることができる。

(1)・(2) 略

第13条～第18条 略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

第20条～第27条 略

(職場への定着のための支援の実施)

第28条 略

2 略

新設

ビス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならぬとすることができる。

(1)・(2) 略

第13条～第18条 略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

第20条～第27条 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第28条 略

2 略

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号）第195条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合に

第29条～第36条 略

(勤務体制の確保等)

第37条 略

2・3 略

新設

新設

は、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第29条～第36条 略

(勤務体制の確保等)

第37条 略

2・3 略

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第37条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な

第38条 略

(衛生管理等)

第39条 略

2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

新設

第40条 略

(身体拘束等の禁止)

第41条 略

2 略

新設

研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第38条 略

(衛生管理等)

第39条 略

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第40条 略

(身体拘束等の禁止)

第41条 略

2 略

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を



	<p><u>検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> <u>を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>
<p>第42条～第45条 略</p>	<p>第42条～第45条 略</p>
<p>新設</p>	<p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第45条の2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u><u>を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>
<p>以下略</p>	<p>以下略</p>

**議案第 69 号**

**福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案**

**1 改正理由**

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、養護老人ホームに虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

**2 改正内容**

非常災害対策の強化を図るための措置の追加，高齢者虐待の防止を図るための措置の追加等

**3 施行期日**

令和 3 年 4 月 1 日

**4 福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表**

※下線部分が改正部分

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
第 1 条・第 2 条 (略) (基本方針)	第 1 条・第 2 条 (略) (基本方針)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
2・3 (略) (新設)	2・3 (略)
第 4 条 (略) (非常災害対策)	<u>4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
第 5 条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、 <u>想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。</u>	第 4 条 (略) (非常災害対策)
(新設)	第 5 条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、 <u>非常災害に関する</u> 具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。
	<u>2 養護老人ホームは、前項に規定する具体</u>

<p>(新設)</p> <p>第6条～第9条 (略)</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(施設長及び入所者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいう_____。以下同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第14条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会_____及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>的計画を立てる際には、<u>想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。</u></p> <p>3 <u>養護老人ホームは、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>第6条～第9条 (略)</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(施設長及び入所者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。</u>以下同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第14条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p>第14条の2 <u>養護老人ホームは、当該養護老</u></p>
---	--

人ホームにおける虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(以下略)

(以下略)

## 議案第 70 号

# 福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、特別養護老人ホームに虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

### 2 改正内容

非常災害対策の強化を図るための措置の追加，高齢者虐待の防止を図るための措置の追加等

### 3 施行期日

令和3年4月1日

### 4 福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次（略）	目次（略）
第1条・第2条（略） （基本方針）	第1条・第2条（略） （基本方針）
第3条（略）	第3条（略）
2～4（略）	2～4（略）
	<u>5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
第4条（略） （非常災害対策）	第4条（略） （非常災害対策）
第5条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、 <u>想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出そ</u>	第5条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、 <u>非常災害に関する</u> <u>具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出</u>

の他の必要な訓練を行わなければならない。

(新設)

(新設)

第6条～第8条 (略)

(処遇の方針)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(施設長及び入所者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいう

\_\_\_\_\_。以下同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

6～9 (略)

第9条の2～第12条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

その他の必要な訓練を行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。

3 特別養護老人ホームは、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第6条～第8条 (略)

(処遇の方針)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(施設長及び入所者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。以下同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

6～9 (略)

第9条の2～第12条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(新設)

第14条・第15条 (略)

(基本方針)

第16条 (略)

2 (略)

(新設)

第17条・第18条 (略)

第19条～第21条 (略)

(職員配置の基準)

第22条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2～4 (略)

(虐待の防止)

第13条の2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第14条・第15条 (略)

(基本方針)

第16条 (略)

2 (略)

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第17条・第18条 (略)

第19条～第21条 (略)

(職員配置の基準)

第22条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所

<hr/> <hr/> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>者の処遇に支障がないときは, 第5号の栄養士を置かないことができる。</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>
--	---



# 議案第 71 号

## 福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、軽費老人ホームに虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

### 2 改正内容

非常災害対策の強化を図るための措置の追加，高齢者虐待の防止を図るための措置の追加等

### 3 施行期日

令和3年4月1日

### 4 福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(新設)	<u>4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
第4条 (略)	第4条 (略)
(非常災害対策)	(非常災害対策)
第5条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、 <u>想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ具体的計画を立て、</u> 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。	第5条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、 <u>非常災害に関する</u> 具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。
(新設)	<u>2 軽費老人ホームは、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てな</u>

(新設)

第6条～第10条 (略)

(サービス提供の方針)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(施設長及び入所者のサービスの提供を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいう

\_\_\_\_\_。  
\_\_\_\_\_。以下同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

5～7 (略)

第12条～第14条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会\_\_\_\_\_及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

2～4 (略)

(新設)

なければならない。

3 軽費老人ホームは、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第6条～第10条 (略)

(サービス提供の方針)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(施設長及び入所者のサービスの提供を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。以下同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

5～7 (略)

第12条～第14条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第15条の2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおける虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じ

第16条・第17条 (略)

附 則

1～2 (略)

(軽費老人ホームA型に関する特例)

- 3 平成20年6月1日前から引き続き存する軽費老人ホーム(同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)のうち、軽費老人ホームA型(次項から附則第15項までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)に該当するものとして市長が指定するものについては、第2章及び第3章の規定にかかわらず、次項から附則第15項までに定めるところによる。

(軽費老人ホームA型に係る基本方針)

4～6 (略)

(新設)

(軽費老人ホームA型の規模)

7 (略)

(軽費老人ホームA型の設備)

なければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第16条・第17条 (略)

附 則

1～2 (略)

(軽費老人ホームA型に関する特例)

- 3 平成20年6月1日前から引き続き存する軽費老人ホーム(同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)のうち、軽費老人ホームA型(次項から附則第16項までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)に該当するものとして市長が指定するものについては、第2章及び第3章の規定にかかわらず、次項から附則第16項までに定めるところによる。

(軽費老人ホームA型に係る基本方針)

4～6 (略)

- 7 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(軽費老人ホームA型の規模)

8 (略)

(軽費老人ホームA型の設備)

<u>8</u> (略)	<u>9</u> (略)
<u>9</u> (略)	<u>10</u> (略)
<u>10</u> (略)	<u>11</u> (略)
<u>11</u> (略)	<u>12</u> (略)
<u>(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)</u>	<u>(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)</u>
<u>12</u> (略)	<u>13</u> (略)
<u>13</u> (略)	<u>14</u> (略)
(準用)	(準用)
<u>14</u> (略)	<u>15</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>15</u> (略)	<u>16</u> (略)

## 議案第 72 号

### 福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

子育て世帯の負担を軽減するため保険料を減免することに伴い、減免の申請の特例を定めるとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の減額に係る基準及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い傷病手当金の支給対象に係る規定について、所要の改正を行う等の必要があるによる。

#### 2 改正内容

##### (1) 一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定の改正（第 12 条）

租税特別措置法が改正され、低未利用地の譲渡をした場合における税法上の特別控除が創設されたことに伴い、福岡市国民健康保険料の算定においても同様の措置を講じるもの。

##### (2) 保険料の減額に係る基準の改正（第 18 条の 2）

税制改正において、給与所得控除額・公的年金等控除額が 10 万円引き下げられるとともに、基礎控除額が 10 万円引き上げられた。

この改正により、国民健康保険料の軽減判定に影響がないよう国民健康保険施行令の軽減判定基準の改正が行われたことに伴い、条例の改正を行うもの。

##### (3) 保険料減免申請の特例に関する規定の追加（第 21 条第 3 項）

災害や所得減少等により減免を受ける場合、被保険者からの申請を必須としているが、令和 3 年度から新たに実施する多子世帯の保険料減免については、市において、あらかじめ世帯情報を把握できることから、申請を不要とする減免申請の特例に関する規定の追加を行うもの。

##### (4) 傷病手当金の支給対象に係る規定の改正（附則第 50 項）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、傷病手当金の支給対象となる新型コロナウイルス感染症にかかる規定が同法から削除されたため、傷病手当金の支給対象に係る規定の改正を行うもの。

#### 3 施行期日、適用日及び適用区分

##### (1) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

ただし、附則第 50 項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (2) 適用日

この条例による改正後の条例附則第 50 項の規定は、令和 3 年 2 月 13 日から適用する。

(3)適用区分

改正後の条例第12条、第18条の2及び附則第20項の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

4 福岡市国民健康保険条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条 ～ 第11条 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第12条 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項)又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から</p>	<p>第1条 ～ 第11条 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第12条 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から</p>

控除する金額を控除した金額) , 地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には, その適用後の金額) , 同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には, その適用後の金額) , 同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には, その適用後の金額) , 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額, 同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額, 租税条約等の実施に伴う所得税法, 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第18条の2第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に, 第14条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2・3 (略)

第13条 ~ 第18条 (略)

控除する金額を控除した金額) , 地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には, その適用後の金額) , 同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には, その適用後の金額) , 同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には, その適用後の金額) , 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額, 同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額, 租税条約等の実施に伴う所得税法, 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第18条の2第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に, 第14条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2・3 (略)

第13条 ~ 第18条 (略)

(保険料の減額)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項又は第14条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額の合計額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下同じ。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その

(保険料の減額)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項又は第14条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額の合計額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下同じ。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その



適用後の金額) , 同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には, その適用後の金額) , 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額, 同条第4項に規定する特例適用配当等の額, 租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。) の算定についても同様とする。以下同じ。) 及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が, 地方税法第314条の2第2項に掲げる金額

適用後の金額) , 同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には, その適用後の金額) , 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額, 同条第4項に規定する特例適用配当等の額, 租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。) の算定についても同様とする。以下同じ。) 及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が, 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り, 年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい, 給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以

\_\_\_\_\_を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額

\_\_\_\_\_に令第29条の7第5項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日現在における当該数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額

(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に令第29条の7第5項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日現在における当該数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額

\_\_\_\_\_に令第29条の7第5項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日現在における当該数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2～6 (略)

第18条の3 ～ 第20条 (略)

(保険料の減免)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し保険料を減免することができる。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となつた者
- (2) 事業の廃止、失業等により、所得が著しく減少し、生活が困難となつた者

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に令第29条の7第5項第3号ハ

\_\_\_\_\_の規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日現在における当該数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2～6 (略)

第18条の3 ～ 第20条 (略)

(保険料の減免)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し保険料を減免することができる。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となつた者
- (2) 事業の廃止、失業等により、所得が著しく減少し、生活が困難となつた者

(3) その他市長が別に定める事由に該当する者

2 前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、普通徴収に係るものは納期限前3日までに、特別徴収に係るものは老齢等年金給付の支払日前3日までに、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該期限により難いと認める場合は、この限りでない。

3 第1項の規定によつて保険料の減免を受けた者

\_\_\_\_\_は、その理由が消滅したときは、ただちにその旨を市長に申告しなければならない。

第22条 ～ 第24条 (略)

附則第1項 ～ 第19項 (略)

(公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例)

20 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第18条の2の規定の適用については、同条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは

(3) その他市長が別に定める事由に該当する者

2 前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、普通徴収に係るものは納期限前3日までに、特別徴収に係るものは老齢等年金給付の支払日前3日までに、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該期限により難いと認める場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、職権で第1項の規定によつて保険料を減免することができる。

4 第1項の規定によつて保険料の減免を受けた者(前項の規定によつて職権で保険料の減免を受けた者を除く。)は、その理由が消滅したときは、ただちにその旨を市長に申告しなければならない。

第22条 ～ 第24条 (略)

附則第1項 ～ 第19項 (略)

(公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例)

20 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第18条の2の規定の適用については、同条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは

「所得税法」と \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ する。

附則第21項 ～ 第49項 (略)

(新型コロナウイルス感染症に感染した給与等の支払を受けている被保険者等に係る傷病手当金)

50 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下単に「新型コロナウイルス感染症」という

\_\_\_\_\_。)  
に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症に感染したことが疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日(令和2年1月1日から規則で定める日までの間の日に限る。)から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、その者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

附則第51項 ～ 第56項 (略)

「所得税法」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附則第21項 ～ 第49項 (略)

(新型コロナウイルス感染症に感染した給与等の支払を受けている被保険者等に係る傷病手当金)

50 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)

に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症に感染したことが疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日(令和2年1月1日から規則で定める日までの間の日に限る。)から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、その者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

附則第51項 ～ 第56項 (略)

## 参考資料

### 租税特別措置法（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>（特定期間を取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）</p> <p>第三十五条の二 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（特定期間を取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）</p> <p>第三十五条の二 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>第三十五条の三 個人が、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内にある土地基本法(平成元年法律第八十四号)第十三条第四項に規定する低未利用土地(以下この項及び次項第二号において「低未利用土地」という。)又は当該低未利用土地の上に存する権利(以下第四項までにおいて「低未利用土地等」と総称する。)で、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超えるものの譲渡を令和二年七月一日から令和四年十二月三十一日までの間にした場合(当該譲渡の後に当該低未利用土地等の利用がされる場合に限る。)</u>には、その者がその年中にその譲渡をした低未利用土地等の全部又は一部につき<u>第三十三条から第三十三条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四又は第三十七条の八の規定の適用を受ける場合を除き、これらの全部の低未利用土地等の譲渡に対する第三十一条の規定の適用については、同条第一項中「長期譲渡所得の金額(」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から百万円(長期譲渡所得の金額のうち第三十五条の三第一項の規定に該当する同項に規定する低未利用土地等の譲渡に係る部分の金額が百万円に満たない場合には、当該低未利用土地等の譲渡に係る部分の金額)を控除した金額(」とする。</u></p>

2 前項の低未利用土地等の譲渡には、譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、次に掲げる譲渡を含まないものとする。

一 当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してする譲渡

二 その譲渡の対価(当該低未利用土地等の譲渡とともにした当該低未利用土地の上にある資産の譲渡の対価を含む。)の額が五百万円を超えるもの

三 所得税法第五十八条の規定又は第三十三条の四若しくは第三十四条から前条までの規定の適用を受ける譲渡

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする低未利用土地等と一筆であつた土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。)を当該前年又は前々年中にした場合において、その者が当該譲渡につき同項の規定の適用を受けているときは、適用しない。

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする低未利用土地等の譲渡の後の利用に関する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合において

	も、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。
--	---

**国民健康保険法施行令（抄）**

**※下線部分が改正部分**

改正前	改正後
<p>(市町村の保険料の賦課に関する基準)</p> <p>第二十九条の七 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式</p>	<p>(市町村の保険料の賦課に関する基準)</p> <p>第二十九条の七 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式</p>





に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額（第四号又は第五号の規定による減額を行う場合には、同項に規定する金額

に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない場合においては、当該世帯主に対して賦課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額（世帯別平等割額を賦課しない市町村においては、被保険者均等割額）を減額するものであること。

二 （略）

三 前二号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額であること。

イ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額

を超えない世帯 十分の七

の数」という。)が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額（第四号又は第五号の規定による減額を行う場合には、同項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない場合においては、当該世帯主に対して賦課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額（世帯別平等割額を賦課しない市町村においては、被保険者均等割額）を減額するものであること。

二 （略）

三 前二号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額であること。

イ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯 十分の七

ロ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千元を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。） 十分の五

ハ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） 十分の二

四・五（略）

附則

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第十三条 当分の間、世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者であつて前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得につ

ロ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千元を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。） 十分の五

ハ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） 十分の二

四・五（略）

附則

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第十三条 当分の間、世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者であつて前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得につ

<p>いて同条第四項に規定する公的年金等控除額(年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第二十九条の七第五項第一号中「<u>総所得金額</u>」とあるのは「総所得金額(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額)_____」と、「同法附則第三十三条の二第五項」とあるのは「地方税法附則第三十三条の二第五項」と_____する。</p>	<p>いて同条第四項に規定する公的年金等控除額(年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第二十九条の七第五項第一号中「<u>総所得金額及び</u>」とあるのは「総所得金額(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額)及び」と、「同法附則第三十三条の二第五項」とあるのは「地方税法附則第三十三条の二第五項」と、「<u>百十万円</u>」とあるのは「<u>百二十五万円</u>」とする。</p>
---	--

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>附則 第一条（略） （新型コロナウイルス感染症に関する特例） 第一条の二 <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。第三項において同じ。)</u>については、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第四号。同項において「改正法」という。)</u>の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、<u>第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令(告示を含む。)</u>の規定を適用する。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>附則 第一条（略） （新型コロナウイルス感染症に関する特例） 第一条の二 <u>(削る)</u></p>

## 議案第 73 号

### 福岡市介護保険条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）において、介護保険事業の健全な運営を図るため、保険料率の改定を行う等の必要があるもの。

#### 2 改正内容

##### (1) 保険料率の改定（第9条の改正）

基準となる第5段階の保険料を、年額74,699円に改定するもの。

##### (2) 介護保険料の段階の判定に関する見直し（第9条及び第12条の改正、並びに附則第14条の追加）

租税特別措置法が改正され、低未利用地の譲渡をした場合における税法上の特別控除が創設された。これに伴い、介護保険料の段階の判定において、低未利用地の譲渡をした場合の特別控除額を控除した額を用いるよう、介護保険法施行令が改正されたため、所要の改正を行うもの。

また、税制改正において、給与所得控除額・公的年金等控除額が10万円引き下げられるとともに、基礎控除額が10万円引き上げられた。この改正により、介護保険料の段階の判定に影響が生じることの無いよう、介護保険法施行令が改正されたため、附則の追加を行うもの。

○第8期(令和3～5年度)

区 分			乗率	保険料 年額	
第1段階	世帯 非課税	本人 非課税	生活保護、老齢福祉年金受給者の方、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.25	18,675 円
第2段階			課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.40	29,880 円
第3段階			課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	0.70	52,289 円
第4段階			課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	67,229 円
第5段階			課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超の方	1.00	74,699 円
第6段階	世帯 課税	本人 課税	市民税本人課税の方(合計所得金額125万円以下)	1.10	82,169 円
第7段階			市民税本人課税の方(合計所得金額125万円超200万円未満)	1.30	97,109 円
第8段階			市民税本人課税の方(合計所得金額200万円以上300万円未満)	1.60	119,518 円
第9段階			市民税本人課税の方(合計所得金額300万円以上400万円未満)	1.80	134,458 円
第10段階			市民税本人課税の方(合計所得金額400万円以上500万円未満)	2.00	149,398 円
第11段階			市民税本人課税の方(合計所得金額500万円以上600万円未満)	2.20	164,338 円
第12段階			市民税本人課税の方(合計所得金額600万円以上700万円未満)	2.40	179,278 円
第13段階			市民税本人課税の方(合計所得金額700万円以上)	2.50	186,748 円

○第7期(平成30～令和2年度)

区 分	乗率	保険料 年額
第1段階	0.25	18,233 円
第2段階	0.40	29,173 円
第3段階	0.70	51,053 円
第4段階	0.90	65,640 円
第5段階	1.00	72,933 円
第6段階	1.10	80,226 円
第7段階	1.30	94,813 円
第8段階	1.60	116,693 円
第9段階	1.80	131,279 円
第10段階	2.00	145,866 円
第11段階	2.20	160,453 円
第12段階	2.40	175,039 円
第13段階	2.50	182,333 円

#### 3 施行期日

令和3年4月1日

#### 4 福岡市介護保険条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第8条の2 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第9条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,820円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,406円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>54,700円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>65,640円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>72,933円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>80,226円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項,第34条第1項,第34条の2第1項,第34条の3第1項,第35条第1項,第35条の2第1項_____又は第36条の規定の適用がある場合には,当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額_____とする。以下この条において同じ。)が125万1円未満であり,かつ,前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって,</p>	<p>第1条～第8条の2 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第9条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,615円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,554円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>56,024円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>67,229円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>74,699円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,169円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項,第34条第1項,第34条の2第1項,第34条の3第1項,第35条第1項,第35条の2第1項,<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には,当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし,当該合計所得金額が零を下回る場合には,零とする。以下この条において同じ。)が125万1円未満であり,かつ,前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって,</p>

その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者

94,813円

ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者

116,693円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者

131,279円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者

97,109円

ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者

119,518円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者

134,458円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

<p>る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>145,866円</u></p> <p>ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>160,453円</u></p> <p>ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>175,039円</u></p> <p>ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>149,398円</u></p> <p>ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>164,338円</u></p> <p>ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>179,278円</u></p> <p>ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者</p>
--	--



182,333円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,233円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,173円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、51,053円とする。

第10条・第11条 略

(普通徴収の特例)

第12条 保険料の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は市町村民税に係る合計所得金額が確定しないため当該年度の保険料額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、当該保険料の賦課期日の属する年度の前年度分（以下この条において単に「前年度分」という。）の市町村民税の課税非課税の別又は前年度分の市町村民税に係る合計所得金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項\_\_\_\_\_又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額\_\_\_\_\_とする。以下この条において同じ。）若しくは合計所得金額から所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額を算定の基礎とし

186,748円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,675円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,880円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、52,289円とする。

第10条・第11条 略

(普通徴収の特例)

第12条 保険料の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は市町村民税に係る合計所得金額が確定しないため当該年度の保険料額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、当該保険料の賦課期日の属する年度の前年度分（以下この条において単に「前年度分」という。）の市町村民税の課税非課税の別又は前年度分の市町村民税に係る合計所得金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）若しくは合計所得金額から所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額を算定の基礎とし

た第9条の規定の例により算定した額を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収の方法により徴収する。

- 2 略
- 3 略
- 4 略

附 則

第1条～第5条 略

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第7条～第13条 略

追加

た第9条の規定の例により算定した額を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収の方法により徴収する。

- 2 略
- 3 略
- 4 略

附 則

第1条～第5条 略

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法\_\_\_\_\_第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第7条～第13条 略

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第14条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれてい

	<p>る者の令和3年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア，第7号ア，第8号ア，第9号ア，第10号ア，第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については，同項第6号ア中「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは，「<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については，同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には，零とする。）によるものとし，<u>租税特別措置法</u>」とする。</u></p>
追加	<p>2 前項の規定は，令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において，同項中「<u>令和2年</u>」とあるのは「<u>令和3年</u>」と，「<u>イ</u>の規定」とあるのは「<u>イ</u>及び第12条第1項の規定」と，「<u>同項第6号ア</u>」とあるのは「<u>第9条第1項第6号ア及び第12条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p>
追加	<p>3 第1項の規定は，令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において，同項中「<u>令和2年</u>」とあるのは「<u>令和4年</u>」と，「<u>イ</u>の規定」とあるのは「<u>イ</u>及び第12条第1項の規定」と，「<u>同項第6号ア</u>」とあるのは「<u>第9条第1項第6号ア及び第12条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p>
以下略	以下略

# (参考資料)

## 第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度） における第1号被保険者保険料の設定について

**第8期保険料基準月額 6,225円（147円・2.4%増）**

第7期保険料基準月額 6,078円

### 1. 保険料算定基数等

基数	第7期 (H30～H32年度)	第8期 (R3～R5年度)	増加率等
(1) 第1号被保険者数3年間平均	338,770人	354,470人	4.6%増
(2) 要介護認定者数3年間平均	70,580人	74,610人	5.7%増
(3) 第1号被保険者負担率 ※介護保険費用に対して第1号被保険者が負担する割合	約23%	約23%	-
(4) 予定保険料収納率	98.50%	98.77%	0.22ポイント増
(5) 介護保険費用	3,173億円	3,396億円	7.0%増

### 2. 保険給付費等の負担割合

支出区分	負担割合（第8期）					
	国負担分		県負担分	市負担分	第2号保険料 (40～64歳)	第1号保険料 (65歳以上)
	定率負担分	調整交付金				
保険給付費 (居宅給付費)	20%	4.3%	12.5%	12.5%	27%	23.7%
保険給付費 (施設等給付費)	15%	4.3%	17.5%	12.5%	27%	23.7%
地域支援事業費 (介護予防・日常生活支援総合事業費)	20%	4.3%	12.5%	12.5%	27%	23.7%
地域支援事業費 (包括的支援事業・任意事業費)	38.5%		19.25%	19.25%	—	23%

### 4. 保険料の設定

第7期（平成30年度～令和2年度）

第8期（令和3年度～令和5年度）

区分	保険料算定方法 (基準額×乗率)	保険料 年額	保険料 月額	区			
				第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
第1段階	基準額×0.25	18,233円	1,519円	第1段階	世帯非課税	本人非課税	生活保護，老齢
第2段階	基準額×0.40	29,173円	2,431円	第2段階			世帯非課税で課
第3段階	基準額×0.70	51,053円	4,254円	第3段階			世帯非課税で課
第4段階	基準額×0.90	65,640円	5,470円	第4段階	世帯課税	本人課税	市民税本人非課
第5段階	基準額	72,933円	6,078円	第5段階			市民税本人非課
第6段階	基準額×1.10	80,226円	6,686円	第6段階			市民税本人課税
第7段階	基準額×1.30	94,813円	7,901円	第7段階			市民税本人課税
第8段階	基準額×1.60	116,693円	9,724円	第8段階			市民税本人課税
第9段階	基準額×1.80	131,279円	10,940円	第9段階			市民税本人課税
第10段階	基準額×2.00	145,866円	12,156円	第10段階			市民税本人課税
第11段階	基準額×2.20	160,453円	13,371円	第11段階			市民税本人課税
第12段階	基準額×2.40	175,039円	14,587円	第12段階			市民税本人課税
第13段階	基準額×2.50	182,333円	15,194円	第13段階			市民税本人課税

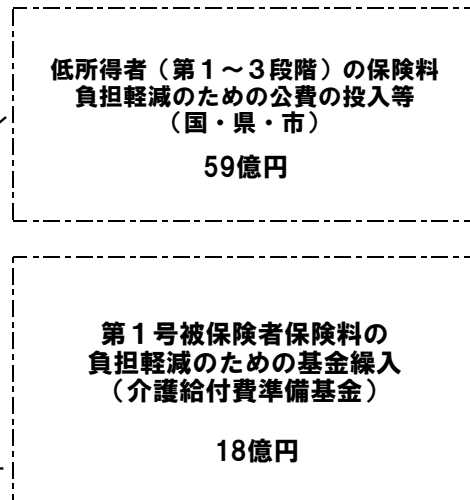
※第1段階～第3段階は公費投入による軽減後の額（令和2年度）

※軽減前の乗率 第1段階：0.45 第2段階：0.65 第3段階：0.75

### 3. 保険財政の負担額

第8期計画 介護保険費用額	第8期計画 収入額
3,396億円	3,396億円
保険給付費 3,148億円	保険給付費等に対する 公費負担 (国・県・市) 1,698億円
地域支援事業費 248億円	社会保険診療報酬支払基金 交付金 (第2号被保険者 (40歳～64歳)保険料) 894億円
	第1号被保険者 (65歳以上) 保険料収納必要額 786億円
	基金繰入 18億円

第8期計画 保険財政の収支				
(億円)				
	R3	R4	R5	計
保険給付費	1,025	1,050	1,073	3,148
地域支援事業費(介 護予防・日常生活支 援総合事業費)	52	55	57	164
地域支援事業費(包 括的支援事業・任意 事業費)	26	29	29	84
介護保険費用 計	1,103	1,134	1,159	3,396
保険給付費 等に対する 公費負担	550	568	580	1,698
国・県	410	424	433	1,267
市	140	144	147	431
支払基金交付金	291	298	305	894
第1号被保険者負担 (うち基金繰入)	262 (2)	268 (7)	274 (9)	804 (18)
収入 計	1,103	1,134	1,159	3,396



分	保険料算定方法 (基準額×乗率)	保険料 年額	保険料 月額
福祉年金受給者の方, 税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.25	18,675円	1,556円
税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.40	29,880円	2,490円
税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額×0.70	52,289円	4,357円
税で課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	67,229円	5,602円
税で課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額	74,699円	6,225円
の方(合計所得金額125万円以下)	基準額×1.10	82,169円	6,847円
の方(合計所得金額125万円超200万円未満)	基準額×1.30	97,109円	8,092円
の方(合計所得金額200万円以上300万円未満)	基準額×1.60	119,518円	9,960円
の方(合計所得金額300万円以上400万円未満)	基準額×1.80	134,458円	11,205円
の方(合計所得金額400万円以上500万円未満)	基準額×2.00	149,398円	12,450円
の方(合計所得金額500万円以上600万円未満)	基準額×2.20	164,338円	13,695円
の方(合計所得金額600万円以上700万円未満)	基準額×2.40	179,278円	14,940円
の方(合計所得金額700万円以上)	基準額×2.50	186,748円	15,562円

※第1段階～第3段階は公費投入による軽減後の額  
 ※軽減前の乗率 第1段階：0.45 第2段階：0.65 第3段階：0.75

## 議案第 74 号

### 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定居宅サービス事業者に虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

#### 2 改正内容

非常災害対策の強化を図るための措置の追加，高齢者虐待の防止を図るための措置の追加等

#### 3 施行期日

令和3年4月1日

#### 4 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
第1条・第2条 (略) (指定居宅サービスの事業の一般原則)	第1条・第2条 (略) (指定居宅サービスの事業の一般原則)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略) (新設)	2 (略)
(新設)	<u>3 指定居宅サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
第4条～第16条 (略) (新設)	<u>4 指定居宅サービス事業者は，指定居宅サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>
	第4条～第16条 (略) <u>(虐待の防止)</u>
	<u>第16条の2 指定訪問介護事業者は，その</u>

指定訪問介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第17条～第20条（略）

（準用）

第21条 第1節及び第4節（第15条第5項及び第6項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第13条第3項中「第6条第2項」とあるのは、「第18条第2項」と読み替えるものとする。

第22条～第28条（略）

（準用）

第29条 第9条、第10条及び第14条から第17条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

第30条～第32条（略）

（準用）

第33条 第9条、第10条、第14条から第17

第17条～第20条（略）

（準用）

第21条 第1節及び前節（第15条第5項及び第6項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第13条第3項中「第6条第2項」とあるのは、「第18条第2項」と読み替えるものとする。

第22条～第28条（略）

（準用）

第29条 第9条、第10条及び第14条から第17条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第9条\_\_\_\_\_中「訪問介護員等」とあるのは、「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

第30条～第32条（略）

（準用）

第33条 第9条、第10条、第14条、第15条

(第5項及び第6項を除く。), 第16条, 第17条及び第22条並びに前節(第29条を除く。)の規定は, 基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において, 第9条\_\_\_\_\_中「訪問介護員等」とあるのは, 「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

第34条～第39条 (略)

(準用)

第40条 第9条, 第10条, 第14条から第17条まで及び第28条の規定は, 指定訪問看護の事業について準用する。この場合において, 第9条\_\_\_\_\_中「訪問介護員等」とあるのは, 「看護師等」と読み替えるものとする。

第41条～第44条 (略)

(準用)

第45条 第9条, 第10条, 第14条から第17条まで及び第28条の規定は, 指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において, 第9条\_\_\_\_\_中「訪問介護員等」とあるのは, 「理学療法士, 作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

第46条～第49条 (略)

(準用)

第50条 第9条, 第10条, 第14条から第17条まで及び第28条の規定は, 指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において, 第9条\_\_\_\_\_中「訪問介護員等」とあるのは, 「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第51条～第55条 (略)

(非常災害対策)

条まで(第15条第5項及び第6項を除く。)及び第22条並びに前節(第29条を除く。)の規定は, 基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において, 第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは, 「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

第34条～第39条 (略)

(準用)

第40条 第9条, 第10条, 第14条から第17条まで及び第28条の規定は, 指定訪問看護の事業について準用する。この場合において, 第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは, 「看護師等」と読み替えるものとする。

第41条～第44条 (略)

(準用)

第45条 第9条, 第10条, 第14条から第17条まで及び第28条の規定は, 指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において, 第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは, 「理学療法士, 作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

第46条～第49条 (略)

(準用)

第50条 第9条, 第10条, 第14条から第17条まで及び第28条の規定は, 指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において, 第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは, 「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第51条～第55条 (略)

(非常災害対策)



第56条 (略)

2 (略)

第56条の2 (略)

(準用)

第57条 第9条, 第10条, 第12条, 第14条, 第15条\_\_\_\_\_, 第17条及び第28条の規定は, 指定通所介護の事業について準用する。この場合において, 第9条及び第12条

\_\_\_\_\_中「訪問介護員等」とあるのは, 「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第58条 (略)

(準用)

第59条 第9条, 第10条, 第12条, 第14条, 第15条\_\_\_\_\_, 第17条, 第28条, 第51条及び第53条並びに前節(第57条を除く。)の規定は, 共生型通所介護の事業について準用する。この場合において, 第9条及び第12条

\_\_\_\_\_中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者」と, 第56条の2第4項中「第54条第1項に定める設備」とあるのは「共生型通所介護事業所の設備」と読み替えるものとする。

第60条～第70条 (略)

(準用)

第71条 第9条, 第10条, 第12条, 第14条, 第15条(第5項及び第6項を除く。)

\_\_\_\_\_, 第17条, 第28条, 第51条及び\_\_\_\_\_第4節(第57条を除く。)の規定は, 基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において, 第9条及び第12条

第56条 (略)

2 (略)

3 指定通所介護事業者は, 第1項に規定する訓練の実施に当たって, 地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第56条の2 (略)

(準用)

第57条 第9条, 第10条, 第12条, 第14条, 第15条, 第16条の2, 第17条及び第28条の規定は, 指定通所介護の事業について準用する。この場合において, 第9条, 第12条並びに第16条の2第1号及び

第3号中「訪問介護員等」とあるのは, 「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第58条 (略)

(準用)

第59条 第9条, 第10条, 第12条, 第14条, 第15条, 第16条の2, 第17条, 第28条, 第51条及び第53条並びに前節(第57条を除く。)の規定は, 共生型通所介護の事業について準用する。この場合において, 第9条, 第12条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者」と, 第56条の2第4項中「第54条第1項に定める設備」とあるのは「共生型通所介護事業所の設備」と読み替えるものとする。

\_\_\_\_\_中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者」と, 第56条の2第4項中「第54条第1項に定める設備」とあるのは「共生型通所介護事業所の設備」と読み替えるものとする。

第60条～第70条 (略)

(準用)

第71条 第9条, 第10条, 第12条, 第14条, 第15条(第5項及び第6項を除く。)

第16条の2, 第17条, 第28条及び第51条並びに第4節(第57条を除く。)の規定は, 基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において, 第9条, 第12条並びに第16条の2第1号及び第3号

中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第72条～第76条 (略)

(準用)

第77条 第9条, 第10条, 第12条, 第14条から第17条まで及び第56条の規定は, 指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において, 第9条及び第12条

中「訪問介護員等」とあるのは、「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第78条～第84条 (略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第85条 (略)

2～4 (略)

5 前項の緊急やむを得ない場合とは, 身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され, 身体的拘束等に係る判断その他必要な事項について検討を行う会議をいう

\_\_\_\_\_。以下この条, 第94条, 第106条及び第112条において同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

6～8 (略)

第86条 (略)

(非常災害対策)

第87条 指定短期入所生活介護事業者は, 想定される非常災害の種類及び規模に応じ, それぞれ具体的計画を立て, 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し, それらを定期的に従業者に周知するとともに, 定期的に避難, 救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(新設)

中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第72条～第76条 (略)

(準用)

第77条 第9条, 第10条, 第12条, 第14条から第17条まで及び第56条の規定は, 指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において, 第9条, 第12条並びに第16条の2第1号及び第

3号中「訪問介護員等」とあるのは、「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第78条～第84条 (略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第85条 (略)

2～4 (略)

5 前項の緊急やむを得ない場合とは, 身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され, 身体的拘束等に係る判断その他必要な事項について検討を行う会議をいい, テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条, 第94条, 第106条及び第112条において同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

6～8 (略)

第86条 (略)

(非常災害対策)

第87条 指定短期入所生活介護事業者は, 非常災害に関する

\_\_\_\_\_具体的計画を立て, 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し, それらを定期的に従業者に周知するとともに, 定期的に避難, 救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は, 前項

(新設)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第88条 指定短期入所生活介護事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

2～4 (略)

(準用)

第89条 第10条、第14条、第15条 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_, 第17条及び第28条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

第90条～第95条の2 (略)

(準用)

第95条の3 第10条、第14条から第17条まで、第28条、第56条、第78条及び第80条並びに前節 (第89条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第88条 指定短期入所生活介護事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(準用)

第89条 第10条、第14条、第15条、第16条の2、第17条及び第28条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第90条～第95条の2 (略)

(準用)

第95条の3 第10条、第14条から第17条まで、第28条 \_\_\_\_\_、第78条及び第80条並びに第4節 (第89条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と読み替えるものとする。

第96条～第100条 (略)

(準用)

第101条 第10条, 第14条, 第15条 (第5項及び第6項を除く。) \_\_\_\_\_, 第17条, 第28条, 第78条並びに第4節 (第89条を除く。)の規定は, 基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。 \_\_\_\_\_

第102条～第107条 (略)

(準用)

第108条 第10条, 第14条, 第15条 \_\_\_\_\_, 第17条, 第28条, 第83条, 第84条第2項, 第87条及び第88条の規定は, 指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において \_\_\_\_\_, 第83条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは, 「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第109条～第120条 (略)

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第121条 (略)

2～4 (略)

5 前項の緊急やむを得ない場合とは, 身体拘束廃止委員会 (管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され, 身体的拘束等に係る判断, 身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいう \_\_\_\_\_) 以下この条において同じ。) が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

第96条～第100条 (略)

(準用)

第101条 第10条, 第14条, 第15条 (第5項及び第6項を除く。), 第16条の2, 第17条, 第28条及び第78条並びに第4節 (第89条を除く。)の規定は, 基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において, 第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは, 「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第102条～第107条 (略)

(準用)

第108条 第10条, 第14条, 第15条, 第16条の2, 第17条, 第28条, 第83条, 第84条第2項, 第87条及び第88条の規定は, 指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において, 第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と, 第83条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第109条～第120条 (略)

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第121条 (略)

2～4 (略)

5 前項の緊急やむを得ない場合とは, 身体拘束廃止委員会 (管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され, 身体的拘束等に係る判断, 身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい, テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において同じ。) が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

6～9 (略)

(準用)

第122条 第14条, 第15条\_\_\_\_\_, 第17条, 第27条, 第28条, 第87条及び第88条の規定は, 指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_, 第27条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは, 「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第123条～第128条 (略)

(準用)

第129条 第14条, 第15条\_\_\_\_\_, 第17条, 第27条, 第28条, 第87条, 第88条, 第119条及び第121条の規定は, 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第14条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_, 第27条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と読み替えるものとする。

第130条～第134条 (略)

(準用)

第135条 第9条, 第10条, 第14条から第17条まで及び第28条の規定は, 指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において, 第9条\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_中「訪問介護員等」とあるのは, 「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第136条 (略)

(準用)

第137条 第9条, 第10条, 第14条, 第15条 (第5項及び第6項を除く。), 第16条,

6～9 (略)

(準用)

第122条 第14条, 第15条, 第16条の2, 第17条, 第27条, 第28条, 第87条及び第88条の規定は, 指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第16条の2第1号及び第3号中

「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と, 第27条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第123条～第128条 (略)

(準用)

第129条 第14条, 第15条, 第16条の2, 第17条, 第27条, 第28条, 第87条, 第88条, 第119条及び第121条の規定は, 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第14条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と, 第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と, 第27条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と読み替えるものとする。

第130条～第134条 (略)

(準用)

第135条 第9条, 第10条, 第14条から第17条まで及び第28条の規定は, 指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において, 第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは, 「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第136条 (略)

(準用)

第137条 第9条, 第10条, 第14条から第17条まで (第15条第5項及び第6項を除

第17条，第28条，第130条及び第132条から第134条までの規定は，基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において，第9条\_\_\_\_\_中「訪問介護員等」とあるのは，「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第138条～第141条（略）

第142条 第9条，第10条，第14条から第17条まで，第28条及び第134条の規定は，指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において，第9条\_\_\_\_\_中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，第134条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と，「貸与」とあるのは「販売」と読み替えるものとする。

く。)\_\_\_\_\_，第28条，第130条及び第132条から第134条までの規定は，基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において，第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは，「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第138条～第141条（略）

第142条 第9条，第10条，第14条から第17条まで，第28条及び第134条の規定は，指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において，第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，第134条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と，「貸与」とあるのは「販売」と読み替えるものとする。

## 議案第 75 号

### 福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者に虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける必要があるによる。

#### 2 改正内容

非常災害対策の強化を図るための措置の追加、高齢者虐待の防止を図るための措置の追加等

#### 3 施行期日

令和3年4月1日

#### 4 福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)	(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
(新設)	<u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
(新設)	<u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>
第4条～第17条 (略)	第4条～第17条 (略)
(新設)	<u>(虐待の防止)</u>
	<u>第17条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その指定定期巡回・随</u>

第18条～第27条 (略)

(準用)

第28条 第10条, 第11条及び第15条から第18条までの規定は, 夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において, 第10条\_\_\_\_\_中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは, 「夜間対応型訪問介護従業者」と読み替えるものとする。

第28条の2～第28条の7 (略)

(非常災害対策)

第28条の8 (略)

2 (略)

(新設)

時対応型訪問介護看護事所における虐待の発生又はその再発を防止するため, 次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに, その結果について, 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において, 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し, 虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第18条～第27条 (略)

(準用)

第28条 第10条, 第11条及び第15条から第18条までの規定は, 夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において, 第10条並びに第17条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは, 「夜間対応型訪問介護従業者」と読み替えるものとする。

第28条の2～第28条の7 (略)

(非常災害対策)

第28条の8 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は, 第1項に規定する訓練の実施に当たって, 地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。



第28条の9 (略)

(準用)

第28条の10 第10条, 第11条, 第15条, 第16条\_\_\_\_\_, 第18条及び第26条の規定は, 指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において, 第10条\_\_\_\_\_中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり, 及び第26条中「訪問介護員等」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第28条の10の2 (略)

(準用)

第28条の10の3 第10条, 第11条, 第15条, 第16条\_\_\_\_\_, 第18条, 第26条, 第28条の2, 第28条の4及び前節(第28条の10を除く。)の規定は, 共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において, 第10条\_\_\_\_\_中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり, 及び第26条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者」と, 第28条の9第4項中「第28条の5第1項に定める設備」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業所の設備」と読み替えるものとする。

第28条の11～第28条の19 (略)

(準用)

第28条の20 第11条, 第15条, 第16条\_\_\_\_\_, 第18条, 第28条の6, 第28条の8及び第28条の9の規定は, 指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において\_\_\_\_\_ , 第28条の9第4項中「第28条の5第1項」とあるのは「第28条の16第1項」と読み替えるもの

第28条の9 (略)

(準用)

第28条の10 第10条, 第11条, 第15条, 第16条, 第17条の2, 第18条及び第26条の規定は, 指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において, 第10条並びに第17条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり, 並びに第26条中「訪問介護員等」とあるのは, 「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第28条の10の2 (略)

(準用)

第28条の10の3 第10条, 第11条, 第15条, 第16条, 第17条の2, 第18条, 第26条, 第28条の2 及び第28条の4並びに前節(第28条の10を除く。)の規定は, 共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において第17条の2第1号及び第3号中, 第10条並びに第17条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり並びに第26条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者」と, 第28条の9第4項中「第28条の5第1項に定める設備」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業所の設備」と読み替えるものとする。

第28条の11～第28条の19 (略)

(準用)

第28条の20 第11条, 第15条, 第16条, 第17条の2, 第18条, 第28条の6, 第28条の8及び第28条の9の規定は, 指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において, 第17条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と, 第28条の9第4項中「第28条の5第1項」とあるのは「第28条の16第1項」と読み替

とする。

第29条～第32条 (略)

(従業者)

第33条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護(第51条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。)の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第34条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(第62条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(第72条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設

の利用

者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに、共用型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる従業者(以下この条において「共用型認知症対応型通所介護従業者」という。)を置かなければならない。

2・3 (略)

第34条 (略)

(管理者)

第35条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する

えるものとする。

第29条～第32条 (略)

(従業者)

第33条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護(第51条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。)の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第34条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(第62条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(第72条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設(第35条第1項において

「本体事業所等」という。)の利用者、入

居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに、共用型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる従業者(以下この条において「共用型認知症対応型通所介護従業者」という。)を置かなければならない。

2・3 (略)

第34条 (略)

(管理者)

第35条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する

常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。

2 (略)

第36条～第38条の2 (略)

(準用)

第39条 第10条、第11条、第15条、第16条\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_, 第18条、第26条及び第28条の7から第28条の9までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、及び第26条中「訪問介護員等」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第28条の9第4項中「第28条の5第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

第40条・第41条 (略)

(管理者)

第42条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービ

常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

第36条～第38条の2 (略)

(準用)

第39条 第10条、第11条、第15条、第16条、第17条の2、第18条、第26条及び第28条の7から第28条の9までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条並びに第17条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第26条中「訪問介護員等」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第28条の9第4項中「第28条の5第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

第40条・第41条 (略)

(管理者)

第42条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービ

ス事業所(第90条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条, 第53条第2項, 第54条及び第90条において同じ。)として認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者であつて, 別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第43条～第46条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第47条 (略)

2 前項の緊急やむを得ない場合とは, 身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され, 身体的拘束等に係る判断その他必要な事項について検討を行う会議をいう

\_\_\_\_\_。以下この条及び第94条において同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

3・4 (略)

第48条・第49条 (略)

(準用)

第50条 第10条, 第11条, 第15条から第18条まで及び第28条の7の規定は, 指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において, 第10条\_\_\_\_\_中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と, 第28条の7第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と読み替えるものとする。

第51条・第52条 (略)

(管理者)

ス事業所(第90条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条, 第53条第3項, 第54条及び第90条において同じ。)として認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者であつて, 別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第43条～第46条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第47条 (略)

2 前項の緊急やむを得ない場合とは, 身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され, 身体的拘束等に係る判断その他必要な事項について検討を行う会議をいい, テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第94条において同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

3・4 (略)

第48条・第49条 (略)

(準用)

第50条 第10条, 第11条, 第15条から第18条まで及び第28条の7の規定は, 指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において, 第10条並びに第17条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と, 第28条の7第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と読み替えるものとする。

第51条・第52条 (略)

(管理者)

第53条 (略)

(新設)

2 (略)

第54条 (略)

第55条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2

\_\_\_\_\_とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と市長が認める場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2～4 (略)

第56条 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第57条 (略)

2～5 (略)

6 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇

第53条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業所により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 (略)

第54条 (略)

第55条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)とする。

2～4 (略)

第56条 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第57条 (略)

2～5 (略)

6 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇

を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいう

\_\_\_\_\_。以下この条、第69条、第77条及び第85条において同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

7～9 (略)

10 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(新設)

(新設)

(管理者による管理)

第58条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス\_\_\_\_\_

を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条、第69条、第77条及び第85条において同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

\_\_\_\_\_。以下この条、第69条、第77条及び第85条において同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

7～9 (略)

10 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 運営推進会議(利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)における評価

(管理者による管理)

第58条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同

\_\_\_\_\_，指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所，病院，診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし，これらの事業所，施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は，この限りでない。

(非常災害対策)

第59条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，想定される非常災害の種類及び規模に応じ，それぞれ具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難，救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(新設)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第60条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，事故の発生又はその再発を防止するため，次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会\_\_\_\_\_及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

2～4 (略)

生活介護を除く。)，指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所，病院，診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし，これらの事業所，施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は，この限りでない。

(非常災害対策)

第59条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，非常災害に関する\_\_\_\_\_具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難，救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，前項に規定する具体的計画を立てる際には，想定される非常災害の種類及び規模に応じ，それぞれ立てなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，第1項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第60条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，事故の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(準用)

第61条 第10条, 第11条, 第15条, 第16条\_\_\_\_\_, 第18条, 第28条の7及び第48条の規定は, 指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第10条\_\_\_\_\_中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第28条の7第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と, 第48条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。  
(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第62条～第69条 (略)

(非常災害対策)

第70条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は, 想定される非常災害の種類及び規模に応じ, それぞれ具体的計画を立て, 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し, それらを定期的に従業者に周知するとともに, 定期的に避難, 救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(新設)

(新設)

(準用)

第71条 第15条, 第16条\_\_\_\_\_, 第18条, 第28条の7, 第48条及び第60条の規定は, 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において\_\_\_\_\_

(準用)

第61条 第10条, 第11条, 第15条, 第16条, 第17条の2, 第18条, 第28条の7及び第48条の規定は, 指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第10条並びに第17条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第28条の7第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と, 第48条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。  
(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第62条～第69条 (略)

(非常災害対策)

第70条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は, 非常災害に関する\_\_\_\_\_具体的計画を立て, 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し, それらを定期的に従業者に周知するとともに, 定期的に避難, 救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は, 前項に規定する具体的計画を立てる際には, 想定される非常災害の種類及び規模に応じ, それぞれ立てなければならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は, 第1項に規定する訓練の実施に当たって, 地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(準用)

第71条 第15条, 第16条, 第17条の2, 第18条, 第28条の7, 第48条及び第60条の規定は, 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第17条の2第1号及び第3号中



\_\_\_\_\_, 第28条の7第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第48条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第72条・第73条 (略)

第74条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「従業者」という。）を置かなければならない。\_\_\_\_\_

(1)～(3) (略)

(4) 栄養士\_\_\_\_\_

(5)・(6) (略)

2 (略)

第75条～第77条 (略)

第77条の2～第79条 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第80条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第28条の7第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第48条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第72条・第73条 (略)

第74条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 栄養士又は管理栄養士

(5)・(6) (略)

2 (略)

第75条～第77条 (略)

第77条の2～第79条 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第80条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

2～4 (略)

(準用)

第81条 第10条, 第11条, 第16条\_\_\_\_\_, 第18条, 第28条の7及び第70条の規定は, 指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第10条\_\_\_\_\_中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第28条の7第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と読み替えるものとする。

第82条～第85条 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

(準用)

第86条 第10条, 第11条, 第16条\_\_\_\_\_, 第18条, 第28条の7, 第70条, 第76条及び第78条から第80条までの規定は, ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第10条\_\_\_\_\_中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第28条の7第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節第3款」と読み替えるものとする。

第87条～第95条 (略)

(準用)

第96条 第10条, 第11条, 第15条から第18条まで, 第28条の7及び第49条の規定は, 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において, 第10条\_\_\_\_\_中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と, 第28条の7第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と読み

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(準用)

第81条 第10条, 第11条, 第16条, 第17条の2, 第18条, 第28条の7及び第70条の規定は, 指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第10条並びに第17条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第28条の7第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と読み替えるものとする。

第82条～第85条 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

(準用)

第86条 第10条, 第11条, 第16条, 第17条の2, 第18条, 第28条の7, 第70条, 第76条及び第78条から第80条までの規定は, ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第10条並びに第17条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第28条の7第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節第3款」と読み替えるものとする。

第87条～第95条 (略)

(準用)

第96条 第10条, 第11条, 第15条から第18条まで, 第28条の7及び第49条の規定は, 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において, 第10条並びに第17条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と, 第28条の7第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と読み

替えるものとする。 (以下略)  
(以下略)

替えるものとする。  
(以下略)

## 議案第 76 号

### 福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者に虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

#### 2 改正内容

高齢者虐待の防止を図るための措置の追加等

#### 3 施行期日

令和3年4月1日。ただし、第2条の改正規定は、公布の日

#### 4 福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例新旧対照表（第1条関係）

※下線部分が改正部分

旧	新
目次	目次
第1条～第3条（略）	第1条～第3条（略）
第4条（略）	第4条（略）
2～4（略）	2～4（略）
（新設）	<u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
（新設）	<u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>
第5条（略）	第5条（略）
（管理者）	（管理者）
第6条（略）	第6条（略）
2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140	2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140

条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員

\_\_\_\_\_でなければならない。  
\_\_\_\_\_

3 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に定める基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 (略)

第8条～第11条 (略)

(秘密保持)

第12条 (略)

2 (略)

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族

条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員

(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

3 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に定める基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること

\_\_\_\_\_、前6月間にその指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 (略)

第8条～第11条 (略)

(秘密保持)

第12条 (略)

2 (略)

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族

の参加を基本としつつ、居宅サービス計画  
の原案に位置付けた指定居宅サービス等  
の担当者を招集して行う会議

\_\_\_\_\_をいう。)等において、利用者の個人  
情報を用いる場合は利用者の同意を、利  
用者の家族の個人情報を用いる場合は当  
該家族の同意を、あらかじめ文書により得  
ておかなければならない。

第13条・第14条 (略)

(新設)

(以下略)

の参加を基本としつつ、居宅サービス計画  
の原案に位置付けた指定居宅サービス等  
の担当者を招集して行う会議(テレビ電話  
装置その他の情報通信機器(以下「テレビ  
電話装置等」という。))を活用して行うこ  
とができるものとする。ただし、利用者又  
はその家族(以下この項において「利用者  
等」という。)が参加する場合にあっては、  
テレビ電話装置等の活用について当該利  
用者等の同意を得なければならない。)を  
いう。)等において、利用者の個人情報を  
用いる場合は利用者の同意を、利用者の家  
族の個人情報を用いる場合は当該家族の  
同意を、あらかじめ文書により得ておかな  
ければならない。

第13条・第14条 (略)

(虐待の防止)

第14条の2 指定居宅介護支援事業者は、そ  
の指定居宅介護支援事業所における虐待  
の発生又はその再発を防止するため、次に  
掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所にお  
ける虐待の防止のための対策を検討する  
委員会(テレビ電話装置等を活用して行  
うことができるものとする。)を定期的  
に開催するとともに、その結果につい  
て、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所にお  
ける虐待の防止のための指針を整備する  
こと。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所にお  
いて、介護支援専門員に対し、虐待の防止  
のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施す  
るための担当者を置くこと。

(以下略)

5 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年福岡市条例第42号）新旧対照表（第2条関係）  
 ※下線部分が改正部分

旧	新
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(管理者に係る経過措置)</p> <p>3 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、第6条の規定による改正後の福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を同条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(管理者に係る経過措置)</p> <p>3 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、第6条の規定による改正後の福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を同条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p><u>4</u> <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において、当該事業所における福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を同条例第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p>

## 議案第 77 号

### 福岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定介護老人福祉施設に虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務付ける等の必要があるによる。

#### 2 改正内容

非常災害対策の強化を図るための措置の追加，高齢者虐待の防止を図るための措置の追加等

#### 3 施行期日

令和3年4月1日

#### 4 福岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表 ※下線部分が改正部分

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
第1条・第2条 (略) (基本方針)	第1条・第2条 (略) (基本方針)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略) (新設)	2・3 (略)
(新設)	<u>4 指定介護老人福祉施設は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
(新設)	<u>5 指定介護老人福祉施設は，指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>
第4条 (略)	第4条 (略)
第5条 指定介護老人福祉施設には，次に掲	第5条 指定介護老人福祉施設には，次に掲



げる従業者を置かなければならない。ただし、入所定員が40人以下の指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士\_\_\_\_\_との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士\_\_\_\_\_を置かないことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 栄養士\_\_\_\_\_

(5)・(6) (略)

2 (略)

第6条～第9条 (略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第10条 (略)

2～4 (略)

5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び入所者の指定介護福祉施設サービスの提供を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいう

\_\_\_\_\_。  
\_\_\_\_\_。  
\_\_\_\_\_。以下同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

6～9 (略)

第10条の2～第12条 (略)

(非常災害対策)

第13条 指定介護老人福祉施設は、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行

げる従業者を置かなければならない。ただし、入所定員が40人以下の指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 栄養士又は管理栄養士

(5)・(6) (略)

2 (略)

第6条～第9条 (略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第10条 (略)

2～4 (略)

5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び入所者の指定介護福祉施設サービスの提供を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。以下同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

6～9 (略)

第10条の2～第12条 (略)

(非常災害対策)

第13条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する

\_\_\_\_\_具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行

わなければならない。

(新設)

(新設)

第14条・第15条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会\_\_\_\_\_及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 (略)

行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第14条・第15条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第16条の2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的  
に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐

第17条・第18条 (略)

(基本方針)

第19条 (略)

2 (略)

(以下略)

待の防止のための研修を定期的  
に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施す  
るための担当者を置くこと。

第17条・第18条 (略)

(基本方針)

第19条 (略)

2 (略)

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入  
居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、  
必要な体制の整備を行うとともに、その従  
業者に対し、研修を実施する等の措置を講  
じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指  
定介護福祉施設サービスを提供するに当  
たっては、法第118条の2第1項に規定す  
る介護保険等関連情報その他必要な情報  
を活用し、適切かつ有効に行うよう努めな  
なければならない。

(以下略)

## 議案第 78 号

# 福岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い，介護老人保健施設に虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

### 2 改正内容

非常災害対策の強化を図るための措置の追加，高齢者虐待の防止を図るための措置の追加等

### 3 施行期日

令和3年4月1日

### 4 福岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次（略）	目次（略）
第1条・第2条（略） （基本方針）	第1条・第2条（略） （基本方針）
第3条（略）	第3条（略）
2・3（略） （新設）	2・3（略） <u>4 介護老人保健施設は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
（新設）	<u>5 介護老人保健施設は，介護保健施設サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>
第4条 介護老人保健施設には，医師及び看護師のほか，次に掲げる従業者を置かなければならない。 (1)～(4)（略）	第4条 介護老人保健施設には，医師及び看護師のほか，次に掲げる従業者を置かなければならない。 (1)～(4)（略）

(5) 栄養士 \_\_\_\_\_

(6)・(7) (略)

2 (略)

第5条～第9条 (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第10条 (略)

2～4 (略)

5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び入所者の介護保健施設サービスの提供を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をい

う \_\_\_\_\_。以下同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

6～9 (略)

第11条～第13条 (略)

(非常災害対策)

第14条 介護老人保健施設は、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(新設)

(新設)

第15条・第16条 (略)

(5) 栄養士又は管理栄養士

(6)・(7) (略)

2 (略)

第5条～第9条 (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第10条 (略)

2～4 (略)

5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び入所者の介護保健施設サービスの提供を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をい

い、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。以下同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

6～9 (略)

第11条～第13条 (略)

(非常災害対策)

第14条 介護老人保健施設は、非常災害に関する \_\_\_\_\_ 具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。

3 介護老人保健施設は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第15条第・16条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会\_\_\_\_\_及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

2～4 (略)

(新設)

第18条・第19条 (略)

(基本方針)

第20条 (略)

2 (略)

(新設)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第17条の2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第18条・第19条 (略)

(基本方針)

第20条 (略)

2 (略)

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者

<p>(新設)</p>          <p>(以下略)</p>	<p>に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 <u>ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(以下略)</p>
---	---

## 議案第 79 号

### 福岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い，介護医療院に虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

#### 2 改正内容

非常災害対策の強化を図るための措置の追加，高齢者虐待の防止を図るための措置の追加等

#### 3 施行期日

令和3年4月1日

#### 4 福岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
第1条・第2条 (略) (基本方針)	第1条・第2条 (略) (基本方針)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略) (新設)	2・3 (略)
(新設)	4 <u>介護医療院は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
(新設)	5 <u>介護医療院は，介護医療院サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>
第4条 介護医療院には，医師及び看護師のほか，次に掲げる従業者を置かなければならない。	第4条 介護医療院には，医師及び看護師のほか，次に掲げる従業者を置かなければならない。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 栄養士_____	(5) 栄養士又は <u>管理栄養士</u>
(6)～(8) (略)	(6)～(8) (略)



2 (略)

第5条～第9条 (略)

(介護医療院サービスの取扱方針)

第10条 (略)

2～4 (略)

5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び入所者の介護医療院サービスの提供を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいう

\_\_\_\_\_。以下同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

6～9 (略)

第11条～第13条 (略)

(非常災害対策)

第14条 介護医療院は、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(新設)

(新設)

第15条・第16条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講

2 (略)

第5条～第9条 (略)

(介護医療院サービスの取扱方針)

第10条 (略)

2～4 (略)

5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び入所者の介護医療院サービスの提供を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。以下同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

6～9 (略)

第11条～第13条 (略)

(非常災害対策)

第14条 介護医療院は、非常災害に関する\_\_\_\_\_具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

2 介護医療院は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。

3 介護医療院は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第15条・第16条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講

じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会  
及び従業者に対する  
研修を定期的に行うこと。

(新設)

2～4 (略)

(新設)

第18条・第19条 (略)

(基本方針)

第20条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会(テ  
レビ電話装置等を活用して行うことが  
できるものとする。)及び従業者に対する  
研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施す  
るための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第17条の2 介護医療院は、当該介護医療院  
における虐待の発生又はその再発を防止  
するため、次に掲げる措置を講じなければ  
ならない。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止  
のための対策を検討する委員会(テレビ  
電話装置等を活用して行うことができ  
るものとする。)を定期的<sup>に</sup>開催すると  
ともに、その結果について、介護職員そ  
他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止  
のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員  
その他の従業者に対し、虐待の防止のた  
めの研修を定期的<sup>に</sup>実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施す  
るための担当者を置くこと。

第18条・第19条 (略)

(基本方針)

第20条 (略)

2 (略)

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権  
の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制  
の整備を行うとともに、その従業者に対  
し、研修を実施する等の措置を講じなけれ  
ばならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サ  
ービスを提供するに当たっては、法第118  
条の2第1項に規定する介護保険等関連

(以下略)

情報その他必要な情報を活用し, 適切かつ  
有効に行うよう努めなければならない。

(以下略)

## 議案第 80 号

# 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防サービス事業者に虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

### 2 改正内容

非常災害対策の強化を図るための措置の追加、高齢者虐待の防止を図るための措置の追加等

### 3 施行期日

令和3年4月1日

### 4 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
第1条・第2条 (略) (指定介護予防サービスの事業の一般原則)	第1条・第2条 (略) (指定介護予防サービスの事業の一般原則)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
	<u>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者 の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要 な体制の整備を行うとともに、その従業者 に対し、研修を実施する等の措置を講じな ければならない。</u>
	<u>4 指定介護予防サービス事業者は、指定介 護予防サービスを提供するに当たっては、 法第118条の2第1項に規定する介護保険 等関連情報その他必要な情報を活用し、適 切かつ有効に行うよう努めなければなら ない。</u>
第4条～第27条の4 (略)	第4条～第27条の4 (略)

(虐待の防止)

第27条の4の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第27条の5～第38条 (略)

(準用)

第39条 第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第25条の2並びに第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「看護師等」と読み替えるものとする。

第40条～第43条 (略)

第44条 第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5までの規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第25条の2並びに第27条の4の2第1号及び

第27条の5～第38条 (略)

(準用)

第39条 第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第25条の2中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「看護師等」と読み替えるものとする。

第40条～第43条 (略)

第44条 第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5までの規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第25条の2中「介護予防訪問入浴介護従業者」

とあるのは、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

第45条～第48条 (略)

第49条 第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第25条の2中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第50条～第65条 (略)

(非常災害対策)

第65条の2 (略)

2 (略)

(準用)

第66条 第25条の2、第25条の3及び第27条の2から第27条の5までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第25条の2中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第67条～第74条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第75条 (略)

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断その他必要な事項について検討を行う会議をいう

第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

第45条～第48条 (略)

第49条 第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第25条の2並びに第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第50条～第65条 (略)

(非常災害対策)

第65条の2 (略)

2 (略)

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(準用)

第66条 第25条の2、第25条の3及び第27条の2から第27条の5までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第25条の2並びに第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第67条～第74条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第75条 (略)

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以

以下この条及び第97条において同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

3・4 (略)

第76条 (略)

(非常災害対策)

第77条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第78条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会\_\_\_\_\_及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 (略)

(準用)

第79条 第25条の3、第27条から第27条の3まで\_\_\_\_\_及び第27条の5の規

下この条及び第97条において同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

3・4 (略)

第76条 (略)

(非常災害対策)

第77条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する\_\_\_\_\_具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第78条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(準用)

第79条 第25条の3、第27条から第27条の3まで、第27条の4の2及び第27条の5の規

定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。\_\_\_\_\_

第80条～第86条の2 (略)

(準用)

第86条の3 第25条の3, 第27条から第27条の5まで, 第65条の2, 第68条及び第70条並びに第4節(第79条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_, 第73条及び第76条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と読み替えるものとする。

第87条～第91条 (略)

(準用)

第92条 第25条の3, 第27条, 第27条の2, 第27条の3(第5項及び第6項を除く。)  
\_\_\_\_\_, 第27条の5及び第68条並びに第4節(第79条を除く。)  
及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。\_\_\_\_\_

第93条～第97条 (略)

(準用)

第98条 第25条の3, 第27条から第27条の3まで\_\_\_\_\_, 第27条の5, 第7

定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において, 第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは, 「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第80条～第86条の2 (略)

(準用)

第86条の3 第25条の3, 第27条から第27条の5まで(第27条の4を除く。), 第68条及び第70条並びに第4節(第79条を除く。)  
及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において, 第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と, 第73条及び第76条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第87条～第91条 (略)

(準用)

第92条 第25条の3, 第27条, 第27条の2, 第27条の3(第5項及び第6項を除く。),  
第27条の4の2, 第27条の5及び第68条並びに第4節(第79条を除く。)  
及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において, 第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは, 「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第93条～第97条 (略)

(準用)

第98条 第25条の3, 第27条から第27条の3まで, 第27条の4の2, 第27条の5, 第7



3条, 第74条第2項, 第77条及び第78条の規定は, 指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において

\_\_\_\_\_,  
\_\_\_\_\_,  
第73条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは, 「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第99条～第111条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第113条 (略)

2 前項の緊急やむを得ない場合とは, 身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され, 身体的拘束等に係る判断, 身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいう

\_\_\_\_\_)。以下この条において同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

3～5 (略)

(準用)

第114条 第26条から第27条の3まで\_\_\_\_\_,  
\_\_\_\_\_, 第27条の5, 第77条及び第78条の規定は, 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第26条\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは, 「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第115条～第121条 (略)

(準用)

第122条 第26条から第27条の3まで\_\_\_\_\_,  
\_\_\_\_\_, 第27条の5, 第77条, 第78条, 第111条及び第113条の規定は, 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この

3条, 第74条第2項, 第77条及び第78条の規定は, 指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において,

第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と,  
第73条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第99条～第111条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第113条 (略)

2 前項の緊急やむを得ない場合とは, 身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され, 身体的拘束等に係る判断, 身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい, テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

3～5 (略)

(準用)

第114条 第26条から第27条の3まで, 第27条の4の2, 第27条の5, 第77条及び第78条の規定は, 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第26条並びに第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは, 「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第115条～第121条 (略)

(準用)

第122条 第26条から第27条の3まで, 第27条の4の2, 第27条の5, 第77条, 第78条, 第111条及び第113条の規定は, 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この

場合において、第26条\_\_\_\_\_中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「指定介護予防特定施設の従業者」と読み替えるものとする。

第123条～第127条 (略)

第128条 第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5までの規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第25条の2\_\_\_\_\_中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第129条～第130条 (略)

(準用)

第131条 第25条の2、第25条の3、第27条及び第27条の2、第27条の3（第5項及び第6項を除く。）、第27条の4、第27条の5並びに第1節、第2節（第125条を除く。）、第3節、第4節（第128条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第25条の2\_\_\_\_\_中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第132条～第135条 (略)

第136条 第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5までの規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第25条の2\_\_\_\_\_中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

以下略

場合において、第26条並びに第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「指定介護予防特定施設の従業者」と読み替えるものとする。

第123条～第127条 (略)

第128条 第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5までの規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第25条の2並びに第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第129条～第130条 (略)

(準用)

第131条 第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5まで（第27条の3第5項及び第6項を除く。）\_\_\_\_\_並びに第1節、第2節（第125条を除く。）、第3節、第4節（第128条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第25条の2並びに第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第132条～第135条 (略)

第136条 第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5までの規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第25条の2並びに第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

以下略

## 議案第 81 号

### 福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業者に虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

#### 2 改正内容

非常災害対策の強化を図るための措置の追加、高齢者虐待の防止を図るための措置の追加等

#### 3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

#### 4 福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
第 1 条・第 2 条 (略)	第 1 条・第 2 条 (略)
(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)	(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
2 (略)	2 (略)
(新設)	<u>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
(新設)	<u>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>
第 4 条～第 8 条 (略)	第 4 条～第 8 条 (略)

(従業者)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第33条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第34条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第72条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設

\_\_\_\_\_の利用者、入居者又は入所者とともにを行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる従業者(以下この条において「共用型介護予防認知症対応型通所介護従業者」という。)を置かなければならない。

2・3 (略)

第10条 (略)

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かな

(従業者)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第33条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第34条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第72条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設

(第11条第1項において「本体事業所等」という。)の利用者、入居者又は入所者とともにを行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる従業者(以下この条において「共用型介護予防認知症対応型通所介護従業者」という。)を置かなければならない。

2・3 (略)

第10条 (略)

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かな

なければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。

2 (略)

第12条～第15条 (略)

(非常災害対策)

第16条 (略)

2 (略)

(新設)

第17条～第19条 (略)

(新設)

なければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

第12条～第15条 (略)

(非常災害対策)

第16条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条～第19条 (略)

(虐待の防止)

第19条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所



3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第90条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第35条第2項及び第36条において同じ。）として認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第25条～第27条（略）

（身体的拘束等の禁止）

第28条（略）

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会（管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断その他必要な事項について検討を行う会議をいう

\_\_\_\_\_。以下この条において同じ。）が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1) ～ (3)（略）

3・4（略）

第29条・第30条（略）

（準用）

第31条 第12条、第13条、第15条、第17条、第18条、第19条（第4項を除く。）及び第20条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条\_\_\_\_\_中「介護予防認知症対応型

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第90条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第35条第3項及び第36条において同じ。）として認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第25条～第27条（略）

（身体的拘束等の禁止）

第28条（略）

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会（管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において同じ。）が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1) ～ (3)（略）

3・4（略）

第29条・第30条（略）

（準用）

第31条 第12条、第13条、第15条及び第17条から第20条まで（第19条第4項を除く。）\_\_\_\_\_の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条並びに第19条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型

通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第15条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と読み替えるものとする。

第32条～第34条 (略)

(管理者)

第35条 (略)

(新設)

## 2 (略)

第36条 (略)

第37条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2

\_\_\_\_\_とす

る。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と市長が認める

通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第15条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と読み替えるものとする。

第32条～第34条 (略)

(管理者)

第35条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

## 3 (略)

第36条 (略)

第37条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)とする。



場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2～4 (略)

第38条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第39条 (略)

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいう

\_\_\_\_\_。以下同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

3～5 (略)

(管理者による管理)

第40条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第41条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければ

2～4 (略)

第38条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第39条 (略)

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下

同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

3～5 (略)

(管理者による管理)

第40条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同

生活介護事業者の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者

であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第41条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する

\_\_\_\_\_具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければ

らない。

(新設)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第42条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会\_\_\_\_\_及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

2～4 (略)

(準用)

第43条 第12条、第13条、第15条、第17条、第18条\_\_\_\_\_, 第20条及び第29条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条\_\_\_\_\_中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第15条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第29条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第44条 (略)

ならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第42条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(準用)

第43条 第12条、第13条、第15条、第17条、第18条、第19条の2、第20条及び第29条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条並びに第19条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第15条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第29条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第44条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて\_\_\_\_\_, それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(新設)

(新設)

3～5 (略)

以下略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて, それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 運営推進会議(利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)における評価

3～5 (略)

以下略

## 議案第 82 号

# 福岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設に虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

### 2 改正内容

非常災害対策の強化を図るための措置の追加、高齢者虐待の防止を図るための措置の追加等

### 3 施行期日

令和3年4月1日

### 4 福岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表 ※下線部分が改正部分

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
第1条・第2条 (略) (基本方針)	第1条・第2条 (略) (基本方針)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略) (新設)	2・3 (略)
(新設)	4 <u>指定介護療養型医療施設は、入院患者の 人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な 体制の整備を行うとともに、その従業者に 対し、研修を実施する等の措置を講じな ければならない。</u>
(新設)	5 <u>指定介護療養型医療施設は、指定介護療 養施設サービスを提供するに当たっては、 法第118条の2第1項に規定する介護保険 等関連情報その他必要な情報を活用し、適 切かつ有効に行うよう努めなければなら ない。</u>
第4条 指定介護療養型医療施設(療養病床 (医療法(昭和23年法律第205号)第7条 第2項第4号に規定する療養病床をいう。 以下同じ。)を有する病院であるものに限 る。)には、次に掲げる従業者を置かなけ	第4条 指定介護療養型医療施設(療養病床 (医療法(昭和23年法律第205号)第7条 第2項第4号に規定する療養病床をいう。 以下同じ。)を有する病院であるものに限 る。)には、次に掲げる従業者を置かなけ

ればならない。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士

(2)～(4) (略)

(5) (略)

2・3 (略)

第5条～第8条 (略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び入院患者の指定介護療養施設サービスの提供を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいう

\_\_\_\_。以下同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

6～9 (略)

第10条～第12条 (略)

(非常災害対策)

第13条 指定介護療養型医療施設は、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(新設)

(新設)

ればならない。

(1) 医師\_\_\_\_及び薬剤師

(2)～(4) (略)

(5) 栄養士又は管理栄養士

(6) (略)

2・3 (略)

第5条～第8条 (略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び入院患者の指定介護療養施設サービスの提供を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。以下同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

6～9 (略)

第10条～第12条 (略)

(非常災害対策)

第13条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する

\_\_\_\_具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の

第14条・第15条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

2～4 (略)

(新設)

第17条・第18条 (略)

(基本方針)

第19条 (略)

参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第14条・第15条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

\_\_\_\_\_及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第16条の2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的  
に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的  
に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第17条・第18条 (略)

(基本方針)

第19条 (略)

2 (略)

(新設)

(以下略)

2 (略)

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(以下略)

## 議案第 83 号

# 福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業者に虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

### 2 改正内容

高齢者虐待の防止を図るための措置の追加等

### 3 施行期日

令和3年4月1日

### 4 福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例新旧対照表 ※下線部分が改正部分

旧	新
目次（略）	目次（略）
第1条～第3条（略）	第1条～第3条（略）
第4条（略）	第4条（略）
2～4（略）	2～4（略）
（新設）	<u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
（新設）	<u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>
第5条～第11条（略）	第5条～第11条（略）
（秘密保持）	（秘密保持）
第12条（略）	第12条（略）
2（略）	2（略）
3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計	3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計



画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議

をいう。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

第13条・第14条(略)  
(新設)

(以下略)

画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置,その他情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。)をいう。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

第13条・第14条(略)  
(虐待の防止)

第14条の2 指定介護予防支援事業者は、その指定介護予防支援事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的  
に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的  
に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(以下略)

## 議案第 84 号

### 福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

食品衛生法及び食品衛生法施行令（以下「食品衛生法等」という。）の一部改正に伴い、許可が必要な営業の業種が全面的に改められることから、食品衛生法等の規定に基づく営業許可の申請手数料を新たに設定するとともに、福岡県食品取扱条例が廃止されることから、同条例の規定に基づく手数料を廃止する必要があるため。

#### 2 改正内容

- (1) 食品衛生法等の規定に基づく営業許可の申請に対する審査の事務について、改正後の食品衛生法施行令で定められた営業の業種別に、手数料の金額を定める。
- (2) 福岡県食品取扱条例の廃止に伴い、同条例の規定に基づく事務の手数を廃止する。
- (3) その他規定の整備を行う。

#### 3 施行期日

令和 3 年 6 月 1 日

ただし、上記 2 の (3) は令和 3 年 8 月 1 日（一部は公布の日）

#### 4 経過措置

令和 3 年 6 月 1 日より前に食品衛生法等に基づく営業許可を受けている者が、当該許可に係る有効期間の満了に際し、引き続き当該許可を受けている営業の許可を受けようとする場合の手数料については、許可の申請を更新とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

5 福岡市衛生関係手数料条例  
 (食品衛生法等の規定に基づく新たな営業許可申請手数料)

手数料の名称		金額 (円)	
		新規	更新
飲食店営業許可申請手数料	常設営業及びろ店営業	16,600	8,300
	仮設営業	10,000	7,000
	臨時営業	3,000	
調理の機能を有する自動販売機営業許可申請手数料		9,800	4,900
食肉販売業許可申請手数料		9,800	4,900
魚介類販売業許可申請手数料		9,800	4,900
魚介類競り売り営業許可申請手数料		21,400	10,700
集乳業許可申請手数料		9,800	4,900
乳処理業許可申請手数料		21,400	10,700
特別牛乳搾取処理業許可申請手数料		21,400	10,700
食肉処理業許可申請手数料		21,400	10,700
食品の放射線照射業許可申請手数料		21,400	10,700
菓子製造業許可申請手数料		14,400	7,200
アイスクリーム類製造業許可申請手数料		14,400	7,200
乳製品製造業許可申請手数料		21,400	10,700
清涼飲料水製造業許可申請手数料		21,400	10,700
食肉製品製造業許可申請手数料		21,400	10,700
水産製品製造業許可申請手数料		16,600	8,300
冰雪製造業許可申請手数料		21,400	10,700
液卵製造業許可申請手数料		14,400	7,200
食用油脂製造業許可申請手数料		21,400	10,700
みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料		16,600	8,300
酒類製造業許可申請手数料		16,600	8,300
豆腐製造業許可申請手数料		14,400	7,200
納豆製造業許可申請手数料		14,400	7,200
麺類製造業許可申請手数料		14,400	7,200
そうざい製造業許可申請手数料		21,400	10,700
複合型そうざい製造業許可申請手数料		25,000	12,500
冷凍食品製造業許可申請手数料		21,400	10,700
複合型冷凍食品製造業許可申請手数料		25,000	12,500
漬物製造業許可申請手数料		14,400	7,200
密封包装食品製造業許可申請手数料		16,600	8,300
食品の小分け業許可申請手数料		14,400	7,200
添加物製造業許可申請手数料		21,400	10,700

改正後食品衛生法施行令（抄）

（営業の指定）

第 35 条 法第 54 条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

- 1 飲食店営業
- 2 調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
- 3 食肉販売業（食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売する営業を除く。）
- 4 魚介類販売業（店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む。以下この号及び次号において同じ。）を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売するもの、鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売するもの及び同号に該当するものを除く。）
- 5 魚介類競り売り営業（鮮魚介類を魚介類市場において競り売りその他の厚生労働省令で定める取引の方法で販売する営業をいう。）
- 6 集乳業（生乳を集荷し、これを保存する営業をいう。）
- 7 乳処理業（生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む。以下この号において同じ。）をする営業又は生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品（飲料に限る。）若しくは清涼飲料水の製造をする営業をいう。）
- 8 特別牛乳搾取処理業（牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によつて、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業をいう。）
- 9 食肉処理業（食用に供する目的で食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）第 2 条第 1 号に規定する食鳥以外の鳥若しくはと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 3 条第 1 項に規定する獣畜以外の獣畜をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業をいい、第 26 号又は第 28 号に該当するものを除く。）
- 10 食品の放射線照射業
- 11 菓子製造業（菓子（パン及びあん類を含む。）を製造する営業をいい、第 26 号又は第 28 号に該当するものを除く。）
- 12 アイスクリーム類製造業（アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業をいう。）
- 13 乳製品製造業（粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ、乳酸菌飲料その

他の厚生労働省令で定める乳を主原料とする食品の製造（小分け（固形物の小分けを除く。）を含む。）をする営業をいう。）

- 14 清涼飲料水製造業（生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品（飲料に限る。）の製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）
- 15 食肉製品製造業（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（以下この号において「食肉製品」という。）を製造する営業又は食肉製品と併せて食肉若しくは食肉製品を使用したそうざいを製造する営業をいう。）
- 16 水産製品製造業（魚介類その他の水産動物若しくはその卵（以下この号において「水産動物等」という。）を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業をいい、第 26 号又は第 28 号に該当するものを除く。）
- 17 冰雪製造業
- 18 液卵製造業（鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）
- 19 食用油脂製造業（マーガリン又はショートニング製造業を含む。）
- 20 みそ又はしょうゆ製造業（みそ若しくはしょうゆを製造する営業又はこれらと併せてこれらを主原料とする食品を製造する営業をいう。）
- 21 酒類製造業（酒類の製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）
- 22 豆腐製造業（豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品を製造する営業をいう。）
- 23 納豆製造業
- 24 麺類製造業（麺類を製造する営業をいい、第 26 号又は第 28 号に該当するものを除く。）
- 25 そうざい製造業（通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業をいい、第 15 号、第 16 号、第 22 号又は次号から第 28 号までに該当するものを除く。）
- 26 複合型そうざい製造業（前号に規定する営業と併せて第 9 号に規定する営業に係る食肉の処理をする営業（法第 51 条第 1 項第 2 号に規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（以下この号において「重要工程管理」という。）を行う場合に限る。第 28 号において同じ。）又は第 11 号、第 16 号（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）の製造に係る営業を除く。第 28 号において同じ。）若しくは第 24 号に規定する営業に係る食品を製造する営業（重要工程管理を行う場合に限る。第 28 号において同じ。）をいう。）
- 27 冷凍食品製造業（第 25 号に規定する営業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業をいい、次号に該当するものを除く。）
- 28 複合型冷凍食品製造業（前号に規定する営業と併せて第 9 号に規定する営業に係る食肉の処理をする営業又は第 11 号、第 16 号若しくは第 24 号に規定する営業に係る食品（冷凍品に限る。）を製造する営業をいう。）

- 29 漬物製造業（漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業をいう。）
- 30 密封包装食品製造業（密封包装食品（レトルトパウチ食品，缶詰，瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。）であつて，その保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの（冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかな食品であつて厚生労働省令で定めるものを除く。）を製造する営業（前各号に該当するものを除く。）をいう。）
- 31 食品の小分け業（専ら第 11 号、第 13 号（固形物の製造に係る営業に限る。）、第 15 号、第 16 号、第 19 号、第 20 号又は第 22 号から第 29 号までに該当する営業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ，又は容器包装で包む営業をいう。）
- 32 添加物製造業（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）

## 議案第 85 号

### 福岡市食品衛生条例を廃止する条例案

#### 1 廃止理由

食品衛生法の一部改正により，公衆衛生上必要な措置に関し，全国的に統一的な取扱いとなるよう食品衛生法施行規則で基準が定められたことから，公衆衛生上講ずべき措置の基準等を定めている福岡市食品衛生条例を廃止するもの。

#### 2 施行期日

令和3年6月1日

## 参考資料

### 食品衛生法（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>第 50 条（略）</p> <p><u>2 都道府県は、営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 2 条第 5 号に規定する食鳥処理の事業を除く。）の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で、必要な基準を定めることができる。</u></p> <p><u>3（略）</u></p> <p>（新設）</p>	<p>第 50 条（略）</p> <p>（削る）</p> <p><u>2（略）</u></p> <p><u>第 50 条の 2 厚生労働大臣は、営業（器具又は容器包装を製造する営業及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 2 条第 5 号に規定する食鳥処理の事業（第 51 条において「食鳥処理の事業」という。）を除く。）の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（以下この条において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p><u>1 施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。</u></p> <p><u>2 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（小規模な営業者（器具又は容器包装を製造する営業者及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 6 条第 1 項に規定する食鳥処理業者を除く。次項において同じ。）その他の政令で定める営業者にあつては、その取り扱う食品の特性に応じた取組）に関すること。</u></p> <p><u>2 営業者は、前項の規定により定められた基準に従い、厚生労働省令で定めるところ</u></p>



	<p><u>により公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。</u></p> <p><u>3 都道府県知事等は、公衆衛生上必要な措置について、第1項の規定により定められた基準に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができる。</u></p>
--	--

## 議案第 86 号

### 福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

厚生労働省の「旅館業における衛生等管理要領」の一部改正に鑑み、旅館業の営業者が講ずべき措置の基準を改める等の必要があるによる。

#### 2 改正内容

男女の混浴制限年齢を 10 歳以上から 7 歳以上に改正するもの。

#### 3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日

#### 4 福岡市旅館業法施行条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条～第 7 条 (略) (営業施設について講ずべき措置の基準)	第 1 条～第 7 条 (略) (営業施設について講ずべき措置の基準)
第 8 条 法第 4 条第 2 項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 入浴施設について次に掲げる措置を講じること。 ア～ツ (略) テ <u>10歳</u> 以上の男女を混浴させないこと。ただし、客室の浴室を除く。 (7)～(9) (略) (以下略)	第 8 条 法第 4 条第 2 項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 入浴施設について次に掲げる措置を講じること。 ア～ツ (略) テ <u>7歳</u> 以上の男女を混浴させないこと。ただし、客室の浴室を除く。 (7)～(9) (略) (以下略)

## 旅館業における衛生等管理要領（抄）

## ※下線部分が改正部分

改正前	改正後
Ⅲ 4 （略） (16) 共同浴室にあつては、おおむね <u>10歳</u> 以上の男女を混浴させないこと。 また、共同浴室等においては、使用済みのカミソリを放置させないこと。	Ⅲ 4 （略） (16) 共同浴室にあつては、おおむね <u>7歳</u> 以上の男女を混浴させないこと。 また、共同浴室等においては、使用済みのカミソリを放置させないこと。

## 議案第 87 号

### 福岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

厚生労働省の「公衆浴場における衛生等管理要領」の一部改正に鑑み、公衆浴場の業者が講ずべき措置の基準を改める必要があるによる。

#### 2 改正内容

男女の混浴制限年齢を 10 歳以上から 7 歳以上に改正するもの。

#### 3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日

#### 4 福岡市公衆浴場法施行条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条～第 4 条 (略) (その他の措置の基準)	第 1 条～第 4 条 (略) (その他の措置の基準)
第 5 条 前条第 1 項に定めるもののほか、 普通公衆浴場に関する措置の基準は、次 のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>10歳以上</u> の男女を混浴させないこ と。 (5)～(24) (略)	第 5 条 前条第 1 項に定めるもののほか、 普通公衆浴場に関する措置の基準は、次 のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>7歳以上</u> の男女を混浴させないこ と。 (5)～(24) (略)
2・3 (略) (以下略)	2・3 (略) (以下略)

## 公衆浴場における衛生等管理要領（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
9 入浴者に対する制限 (1) おおむね <u>10歳</u> 以上の男女を混浴させないこと。	9 入浴者に対する制限 (1) おおむね <u>7歳</u> 以上の男女を混浴させないこと。

### 3. 一般議案

#### 議案第 106 号

#### 地方独立行政法人福岡市立病院機構第 4 期中期計画の認可について

##### 1 趣旨

地方独立行政法人法第 26 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構から認可申請があった第 4 期中期計画を、市長が認可することについて、同法第 83 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの。

##### 2 第 4 期中期計画の概要

###### (1) 中期計画の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

###### (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

###### ① 地域医療への貢献と医療連携の推進

- ・ 小児病院については、福岡県小児等在宅医療推進事業の拠点病院として、行政・医療・福祉・教育等の関係機関と連携を深め、小児在宅医療を担う在宅医や訪問看護ステーション当が拡充されるよう支援を行う等、引き続き地域における小児等医療提供ネットワーク構築に積極的に参加する。
- ・ 市民病院については、地域包括ケアシステムにおける中心的な役割を求められていることを踏まえ、回復期・慢性期病院や地域の在宅医療・介護を担う医療機関等との積極的な連携・支援に取り組むとともに、緊急時の円滑な入院受入れを行う。

###### ② 災害・感染症等への適切な対応

- ・ 小児病院については、地域の関係機関等と連携を図り、必要な医療の継続及び医療救護活動等を行うなど、中核的な小児総合医療施設としての役割を果たす。
- ・ 市民病院については、必要な医療の継続及び救護活動を実施するとともに、感染症発生時においては、感染症指定医療機関として、他の医療機関等との連携を図りながら、福岡市における対策の先導的かつ中核的な役割を果たす。

###### (3) 業務運営の改善及び効率化

- ・ 国の働き方改革の考え方を踏まえ、職員の業務負担の軽減に努めるとともに、時間外勤務の適正化や年次有給休暇が取得しやすい職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの確保及び職員の健康保持に取り組む。

###### (4) 財務内容の改善

- ・ 市立病院として求められる医療を安定的かつ継続的に提供するため、医療環境の変化に対応しながら、より一層の経営の効率化や健全化を進め、持続可能な経営基盤の確立を図る。
- ・ 運営費負担金の趣旨を踏まえ、市立病院としての役割に応じた政策的医療を提供するとともに、自律的な運営に努め、経営改善に取り組む。

###### (5) その他業務運営に関する重要事項

###### ①福岡市立小児病院における医療機能の充実

- ・ 中核的な小児総合医療施設としての役割を果たすため、医療環境の変化等を踏まえ高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療の更なる充実を図るとともに、治験や臨床データ解析等の臨床研究、国際的な視野に立った職員の人材育成等に積極

的に取り組み、小児・周産期医療の発展に貢献する。

②福岡市民病院における経営改善の推進

- ・将来的な市民病院のあり方に関する検討状況を踏まえながら、公立病院に求められる高度専門医療、救急医療を提供するとともに、福岡市の医療施策として必要な感染症医療等の診療機能の充実に取り組む。

**3 第4期中期計画の認可に係る地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会の意見**

市が中期計画を認可するにあたっては、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例第2条第1項第1号において、市の附属機関である評価委員会の意見を聴くことが定められている。

第4期中期計画の認可については、令和3年1月28日に開催された評価委員会において、評価委員会の意見が適切に反映され、適当である旨の意見書が評価委員会から市に対して交付された。

参考：関係法令

<p>地方独立行政法人法 (中期目標) 第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 (以下省略)</p> <p>(中期計画) 第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</li><li>二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</li><li>三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</li><li>四 短期借入金の限度額</li><li>四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</li><li>五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</li><li>六 剰余金の使途</li><li>七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</li></ul> <p>3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画</p>
--

を変更すべきことを命ずることができる。

#### 4 (以下省略)

(料金及び中期計画の特例)

第八十三条 第二十三条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例

(所掌事務)

第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長が次に掲げる事項を行うに当たり、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べるものとする。

(1) 法第26条第1項の規定に基づく中期計画の認可

(2) 法第28条第1項各号に規定する当該事業年度における業務の実績及び同項第3号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価

2 委員会は、前項に定めるもののほか、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べるものとする。

地方独立行政法人福岡市立病院機構の業務運営等に関する規則

(中期計画の認可の申請)

第5条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画（同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の60日前までに（法人の成立後最初に作成する中期計画にあつては、法第25条第1項前段の規定による市長の指示を受けた後遅滞なく）、当該中期計画を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第6条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 施設及び設備に関する計画

(2) 人事に関する計画

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

(4) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に  
関する計画

(5) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項



#### 4 議案

福病機第 917 号  
令和3年1月27日

福岡市長 高 島 宗一郎 様

地方独立行政法人福岡市立病院機構  
理事長 原 寿 郎

地方独立行政法人福岡市立病院機構第4期中期計画に関する認可申請について

地方独立行政法人福岡市立病院機構第4期中期計画について、地方独立行政法人法第26条第1項の規定による認可を申請します。

記

地方独立行政法人福岡市立病院機構第4期中期計画 別紙

(別紙)

地方独立行政法人福岡市立病院機構第4期中期計画

目次

前文

中期計画の期間

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためと  
るべき措置

1 医療サービス

- (1) 良質な医療の実践
- (2) 地域医療への貢献と医療連携の推進
- (3) 災害・感染症等への適切な対応

2 患者サービス

- (1) 患者サービスの向上
- (2) 情報発信

3 医療の質の向上

- (1) 病院スタッフの計画的な確保と教育・研修
- (2) 信頼される医療の実践

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自律性・機動性の高い運営管理体制の充実

2 事務部門の機能強化

3 働きがいのある職場環境づくり

4 法令遵守と公平性・透明性の確保

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 持続可能な経営基盤の確立

- (1) 経営基盤の安定化と運営費負担金の適正化
- (2) 投資財源の確保

2 収支改善

- (1) 収益確保
- (2) 費用削減

第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 福岡市立こども病院における医療機能の充実

2 福岡市民病院における経営改善の推進

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和3年度から令和6年度まで）

2 収支計画（令和3年度から令和6年度まで）

3 資金計画（令和3年度から令和6年度まで）

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

2 想定される短期借入金の発生事由

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第8 剰余金の使途

第9 料金に関する事項

- 1 料金
- 2 料金の減免

第10 地方独立行政法人福岡市立病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

- 1 施設及び設備に関する計画（令和3年度から令和6年度まで）
- 2 人事に関する計画
- 3 中期目標の期間を超える債務負担
- 4 積立金の処分に関する計画

## 前文

地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）は、平成22年4月の設立以来、市長から示された第1期、第2期及び第3期中期目標を達成するため、地方独立行政法人制度の特長である自律性、自主性を最大限に発揮し、医療制度改革や診療報酬改定など医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しながら効率的な病院経営を行ってきた。また、新型コロナウイルス感染症の流行に際しては、BCP（事業継続計画）を踏まえながら、疑似症患者の受入体制をいち早く整えるとともに、保健所や他の医療機関と連携の下、入院患者を積極的に受け入れるなど、適切な対応を行った。

今回示された第4期中期目標期間中においては、新型コロナウイルス感染症の影響は継続するものと考えているが、特に福岡市立こども病院については、新しい生活様式の定着や出生数の減少が見込まれる中では、小児感染症等の患者数が4年間では回復するのは困難な状況である。また、福岡市民病院については、通常診療の体制を維持しつつ新型コロナウイルス患者の受入れも継続するため、患者数は徐々に回復するものの、2年程度は足踏み状態が続くものと見込んでおり、いずれも厳しい経営となるものと想定している。両病院ともに、引き続き感染症への対応を適切に行うとともに、福岡県において策定された地域医療構想や、今後、国によって示される公立病院の役割など、公立病院を取り巻く医療環境の変化を踏まえながら、救急医療、小児医療、周産期医療を始めとする高度医療の更なる充実を図りつつ、引き続き経営の効率化等に積極的に取り組んでいく。

また、地域医療構想や地域包括ケアシステムの推進に取り組む上で求められる役割を果たすよう、市立病院として適切に病院運営に取り組み、地域における医療水準の向上、市民の健康の維持及び増進に寄与すべく、以下の基本理念及び基本方針の下、次のとおり中期計画を定める。

### 〈基本理念〉

いのちを喜び、心でふれあい、すべての人を慈しむ病院を目指します。

### 〈基本方針〉

質の高い医療の提供  
地域・社会に貢献する病院  
健全な病院経営

## 中期計画の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 医療サービス

#### (1) 良質な医療の実践

福岡市立こども病院及び福岡市民病院が、それぞれに求められる役割を着実に果たすため、次のとおり診療機能の強化・充実に取り組む。

#### ア 福岡市立こども病院

高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療の更なる充実に取り組むとともに、移行期医療や医療的ケア児への対応等、福岡市立こども病院に求められる役割を果たせるよう、診療機能の充実や見直しを図る。

【目標値】

指 標	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
1人1日当たり入院単価（円）	108,393	112,546	110,000
1日当たり入院患者数（人） （病床利用率（%））※	215.5 (90.2)	190.0 (79.5)	205.5 (86.0)
新規入院患者数（人）	7,428	6,180	6,883
手術件数（件）	2,929	2,730	2,800
救急搬送件数（件）	1,380	963	1,060
PICU（小児集中治療室） 利用率（%）	98.1	98.1	98.1
NICU（新生児集中治療室） 利用率（%）	95.7	94.3	95.5

※病床利用率については、総務省による公立病院決算の算出方法（年延入院患者数÷年延病床数×100）に基づき算出

イ 福岡市民病院

- ① 福岡県保健医療計画及び地域医療構想に基づき、公立病院に求められる高度専門医療の更なる充実を図る。
- ② 入院を必要とする重症度の高い救急患者の受入れを円滑に行うため、救急医療の更なる充実を図る。

【目標値】

指 標	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
1人1日当たり入院単価（円）	64,081	69,327	66,300
1日当たり入院患者数（人） （病床利用率（%））※	183.9 (90.2)	167.5 (82.1)	190.0 (93.1)
新規入院患者数（人）	4,525	4,053	4,769
手術件数（件）	3,719	3,437	3,815
救急搬送件数（件）	2,820	2,404	3,023
救急搬送患者の入院率（%）	44.0	43.6	43.6

※病床利用率については、総務省による公立病院決算の算出方法（年延入院患者数÷年延病床数×100）に基づき算出

(2) 地域医療への貢献と医療連携の推進

- ① 地域医療体制の中核を担う地域医療支援病院としての役割を踏まえ、地域の医療機関との連携・協力体制の更なる充実を図り、病病・病診連携を積極的に推進する。  
また、地域の医療従事者への教育研修等を通じた地域医療への貢献に取り組む。
- ② 福岡市立こども病院については、福岡県小児等在宅医療推進事業の拠点病院として、行政・医療・福祉・教育等の関係機関と連携を深め、小児在宅医療を担う在宅医や訪問看護ステーション等が拡充されるよう支援を行う等、引き続き地域における小児等医療提供ネットワーク構築に積極的に参加する。
- ③ 福岡市民病院については、地域包括ケアシステムにおける中心的な役割を求められていることを踏まえ、回復期・慢性期病院や地域の在宅医療・介護を担う医療機関等との積極的な連携・支援に取り組むとともに、緊急時の円滑な入院受入れを行う。

【目標値】

指 標	福岡市立こども病院		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
新規紹介患者数（人）	8,605	6,350	7,570
紹介率（％）	94.8	89.1	90.0
逆紹介率（％）	68.7	61.3	66.7
オープンカンファ レンス	回数（回）	31	24
	参加者数 ※1（人）	805	800
登録医療機関数（施設）	284	287	285
退院支援計画件数 ※2（件）	187	187	210

※1 院外参加者数のみ

※2 退院支援計画書作成件数

指 標	福岡市民病院		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
新規紹介患者数（人）	5,147	4,373	5,035
紹介率（％）	88.7	88.0	88.0
逆紹介率（％）	152.3	152.2	152.2
オープンカンファ レンス	回数（回）	108	100
	参加者数 ※1（人）	880	1,000
登録医療機関数（施設）	273	273	275
退院調整件数 ※2（件）	1,109	1,046	1,181

※1 院外参加者数のみ

※2 入退院支援加算1・介護支援連携指導料の合計件数

(3) 災害・感染症等への適切な対応

災害・感染症等の発生時やその他の緊急時においては、福岡市及び関係機関との連携の下、迅速かつ的確に対応し、市立病院としての役割を果たすとともに、他の自治体等において大規模な災害・感染症等が発生した場合は、患者の受入れや医療従事者の派遣など、迅速かつ的確に医療救護活動や人的・物的支援に努める。

また、防災マニュアルやBCP（事業継続計画）の定期的な見直しを行うとともに、訓練や備蓄等、災害対応に備えた万全な体制を維持する。

ア 福岡市立こども病院

災害・感染症等の発生時やその他の緊急時においては、地域の関係機関等と連携を図り、必要な医療の継続及び医療救護活動等を行うなど、中核的な小児総合医療施設としての役割を果たす。

【目標値】

指 標	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
訓練開催数（回）	3	4	5
災害時参集訓練参加率（％）	—	—	90

イ 福岡市民病院

災害発生時やその他の緊急時においては、必要な医療の継続及び救護活動を実施するとともに、感染症発生時においては、感染症指定医療機関として、他の医療機関等との連携を図りながら、福岡市における対策の先導的かつ中核的な役割を果たす。

【目標値】

指 標	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
訓練開催数（回）	6	4	6
災害時参集訓練参加率（％）	—	—	90

## 2 患者サービス

### (1) 患者サービスの向上

- ① 患者満足度調査等を実施し、患者及び家族の多様なニーズを的確に捉えた上で、ボランティアなどとの連携を図るとともに、ICT（情報通信技術）の積極的な活用等により、効率的かつ効果的な患者サービスの向上を図る。
- ② 患者やその家族が安心して医療を享受できるよう、社会的、経済的悩みや不安等に適切に対応する。
- ③ 院内環境の整備を進め、より快適な療養環境を提供する。

#### 【目標値】

指 標	福岡市立こども病院		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
退院時アンケートの平均評価点数 (100点満点)	89.0	89.0	89.0

※対象者・・・入院患者

※評価項目・・・接遇，療養環境，食事内容等

指 標	福岡市民病院		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
患者満足度調査における平均評価 点数(100点満点)	89.6	89.8	89.8

※対象者・・・入院患者

※評価項目・・・接遇，療養環境，食事内容，診療内容等

### (2) 情報発信

ホームページ等の様々な媒体を活用して、病院の持つ機能や治療実績等、積極的な情報発信に取り組むとともに、安心して受診できるように、市民に開かれた病院づくりに努める。

#### 【目標値】

指 標	福岡市立こども病院		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
病院ホームページのアクセス数(件)	377,866	400,000	400,000
広報誌発行回数(回)	3	4	4

指 標	福岡市民病院		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
病院ホームページのアクセス数(件)	180,889	191,138	192,500
広報誌発行回数(回)	4	3	4

## 3 医療の質の向上

### (1) 病院スタッフの計画的な確保と教育・研修

- ① 収支への影響も踏まえながら、中長期的な医療環境の変化等を見据え、優れた知識と専門性を有する人材の計画的な確保に努める。
- ② 院内研修の充実や外部の専門研修等を活用し、職員の資質向上を図る。
- ③ 積極的に職員に資格取得を奨励し、専門職としての知識・技術の向上を図る。また、資格取得を支援する制度の充実に努める。

#### 【目標値】

(単位：%)

指 標	福岡市立こども病院		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
医療の質向上研修受講率	—	—	90

## 【目標値】

(単位：%)

指 標	福岡市民病院		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
医療の質向上研修受講率	—	—	90

## (2) 信頼される医療の実践

- ① 院内感染防止マニュアルの整備や定期的な院内感染対策委員会の開催などによる院内感染防止対策を徹底するとともに、医療安全管理者を中心に医療安全に関する情報の収集・分析及び院内研修を実施するなど、医療安全対策の徹底を図る。
- ② クリニカルパスを活用した治療内容の可視化や十分な説明に基づくインフォームド・コンセント／アセントの徹底を図り、患者中心の医療を実践する。
- ③ 医療の質の確保・向上のため、第三者機関による外部評価等を活用するとともに、チーム医療の実践や多職種による患者指導の充実など、安全・安心な医療を提供する。

## 【目標値】

指 標	福岡市立こども病院		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
医療安全等の研修開催数（回）	57	50	50
薬剤管理指導件数（件）	4,929	3,580	5,000
栄養食事指導・相談件数（件）	1,412	1,200	1,300

指 標	福岡市民病院		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
医療安全等の研修開催数（回）	26	16	28
薬剤管理指導件数（件）	9,588	7,612	9,000
栄養食事指導・相談件数（件）	1,144	806	1,098
がん患者指導件数（件）	8	24	30

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

## 1 自律性・機動性の高い運営管理体制の充実

- ① 理事会を中心に、適正かつ効率的な事業運営を図るため、外部理事等の助言に基づく民間的経営手法も取り入れながら自律的な法人経営を行う。
- ② 病院長のリーダーシップの下、医療情勢の変化や患者ニーズ等に迅速かつ的確に対応できる機動性の高い病院経営を行うとともに、市立病院機構全体として、長期的な視点を踏まえ、一体的な運営管理を行う。

## 2 事務部門の機能強化

- ① 経営状況や医療を取り巻く情報を整理・分析する能力など、事務部門に求められる専門性を更に高めていくため、研修の充実を図るとともに、スキルアップを支援するための制度の導入を検討する。
- ② 市立病院の運営に必要なノウハウ等が蓄積・継続されるよう、情報共有の徹底やOJT (On the Job Training) の充実を図るとともに、人材育成プランを基に、職員のキャリアプランを踏まえた人事異動を通して、事務部門の更なる機能強化に努める。

## 3 働きがいのある職場環境づくり

- ① 職員ニーズ等を踏まえ、福利厚生の更なる充実に取り組むとともに、育児・介護等の支援制度の利用促進や組織全体の意識改革を図り、柔軟で働きやすい職場環境の整備に努める。
- ② 国の働き方改革の考え方を踏まえ、人員配置や業務の見直し等、職員の業務負担の軽減に努めるとともに、時間外勤務の適正化や年次有給休暇を取得しやすい職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの確保及び職員の健康保持に取り組む。



- ③ 職員のモチベーションの維持・向上を図るため、人事評価制度の改善に引き続き取り組むとともに、社会情勢の変化等に適合しつつ、職員の意欲を引き出すよう、人事・給与制度について、適宜、見直しを行う。

【目標値】

(単位：%)

指 標	市立病院機構全体		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
新採・転入職員とのメンタルヘルス面 談実施率	—	—	90

#### 4 法令遵守と公平性・透明性の確保

- ① 関係法令や内部規定の遵守などコンプライアンスの徹底を目的とした管理監督者研修などを実施することにより、チェック機能を強化し、不適切な事務処理や不祥事を未然に防止するとともに、市立病院として公平性・透明性を確保した適正な病院運営を行う。
- ② 個人情報の保護及び情報公開に関しては、福岡市の関係条例及び当法人の情報セキュリティポリシーに基づき、適切に対応する。

【目標値】

(単位：%)

指 標	市立病院機構全体		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
コンプライアンス研修受講率	—	—	100
情報セキュリティ研修受講率	—	—	100

#### 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

##### 1 持続可能な経営基盤の確立

##### (1) 経営基盤の安定化と運営費負担金の適正化

市立病院として求められる医療を安定的かつ継続的に提供するため、医療環境の変化に対応しながら、より一層の経営の効率化や健全化を進め、持続可能な経営基盤の確立を図る。

また、運営費負担金の趣旨を踏まえ、市立病院としての役割に応じた政策的医療を提供するとともに、自律的な運営に努め、経営改善に取り組む。

【目標値】

(単位：%)

指 標	福岡市立こども病院		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
経常収支比率	108.2	103.0	98.2 (101.2※)
医業収支比率	93.4	87.2	84.5 (87.0※)

※PFI契約に基づく節目の大規模修繕費用を除いて算出した場合

(単位：%)

指 標	福岡市民病院		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
経常収支比率	95.8	106.2	100.1
医業収支比率	87.2	82.2	90.4

##### (2) 投資財源の確保

独立採算制を前提とした公営企業型地方独立行政法人の会計制度の趣旨に鑑み、今後の投資計画を踏まえた自己財源の確保に努める。

##### 2 収支改善

##### (1) 収益確保

- ① 診療体制の充実等による高度専門医療の提供に取り組むとともに、効率的な病床管理や高額医療機器の稼働率向上等に努め、収入の確保を図る。

- ② 診療報酬改定等の医療環境の変化に的確に対応して適切な施設基準の取得及び維持に取り組む。

また、診療報酬請求に係る精度を高めるようチェック体制を更に強化するとともに、医療費の未収金発生防止や確実な回収に努めるなど、安定的な収益の確保に努める。

【目標値】\*再掲

指 標	福岡市立こども病院		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
1人1日当たり入院単価(円)*	108,393	112,546	110,000
1人1日当たり外来単価(円)	11,492	12,746	11,620
1日当たり入院患者数(人)* (病床利用率(%))※*	215.5 (90.2)	190.0 (79.5)	205.5 (86.0)
新規入院患者数(人)*	7,428	6,180	6,883
平均在院日数(日)	9.7	9.9	9.9
1日当たり外来患者数(人)	389.5	356.1	371.4
手術件数(件)*	2,929	2,730	2,800
救急搬送件数(件)*	1,380	963	1,060

※病床利用率については、総務省による公立病院決算の算出方法(年延入院患者数÷年延病床数×100)に基づき算出

指 標	福岡市民病院		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
1人1日当たり入院単価(円)*	64,081	69,327	66,300
1人1日当たり外来単価(円)	22,965	24,998	23,000
1日当たり入院患者数(人)* (病床利用率(%))※*	183.9 (90.2)	167.5 (82.1)	190.0 (93.1)
新規入院患者数(人)*	4,525	4,053	4,769
平均在院日数(日)	12.7	12.8	12.6
1日当たり外来患者数(人)	219.7	194.6	220.0
手術件数(件)*	3,719	3,437	3,815
救急搬送件数(件)*	2,820	2,404	3,023

※病床利用率については、総務省による公立病院決算の算出方法(年延入院患者数÷年延病床数×100)に基づき算出

(2) 費用削減

- ① 医療の質や医療安全の確保、患者へのサービス及び職員の労働環境等に十分配慮したうえで、職員の適正配置を行い、給与費比率の適正化に努める。
- ② 診療材料や医薬品等の調達に関し、SPD(医療材料物流管理)事業者やコンサルタントと共同して、分析及びそれに基づく価格交渉の徹底、契約手法や委託業務内容の見直し及びジェネリック医薬品の使用拡大等を行い、費用の削減を図る。
- ③ 両病院ともに、適切に施設・設備のアセットマネジメントを推進する。

## 【目標値】

(単位：%)

指 標	福岡市立こども病院		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
給与費対医業収益比率 (%)	56.2	63.1	61.2
材料費対医業収益比率 (%)	17.5	17.7	20.2
うち薬品費対医業収益比率 (%)	5.5	5.4	6.8
うち診療材料費対医業収益比率 (%)	11.6	11.9	13.1
委託費対医業収益比率 (%)	9.3	11.1	12.0
ジェネリック医薬品導入率 (%) ※	89.9	85.0	85.0

※数量ベース

(単位：%)

指 標	福岡市民病院		
	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和6年度 目標値
給与費対医業収益比率 (%)	62.9	67.2	56.6
材料費対医業収益比率 (%)	27.0	26.3	28.8
うち薬品費対医業収益比率 (%)	8.4	8.0	8.8
うち診療材料費対医業収益比率 (%)	18.4	18.1	19.9
委託費対医業収益比率 (%)	7.6	7.9	8.5
ジェネリック医薬品導入率 (%) ※	88.7	88.7	88.7

※数量ベース

## 第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

## 1 福岡市立こども病院における医療機能の充実

中核的な小児総合医療施設としての役割を果たすため、医療環境の変化等を踏まえ、高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療の更なる充実を図るとともに、治験や臨床データ解析等の臨床研究、国際的な視野に立った職員の人材育成等に積極的に取り組み、小児・周産期医療の発展に貢献する。

また、新病院基本構想で示された医療機能の基本的な考え方を踏まえ、引き続き病床の適切な運用や更なる確保を目指した取組を進める。

## 2 福岡市民病院における経営改善の推進

① 将来的な市民病院のあり方に関する検討状況を踏まえながら、福岡県保健医療計画及び地域医療構想に基づき、公立病院に求められる高度専門医療、救急医療を提供するとともに、福岡市の医療施策として必要な感染症医療等の診療機能の充実に取り組む。

その一方で、経営の効率化に積極的に取り組み、現在の医療資源を最大限有効活用して、収支の改善に努める。

② 収支の状況を踏まえながら、築30年を超えた既存の施設・設備の計画的な維持管理に取り組む。

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和3年度から令和6年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収入		
営業収益		67,974
医業収益		59,987
運営費負担金収益		7,018
補助金収益		599
寄附金収益		23
受託収入		347
営業外収益		737
運営費負担金収益		258
その他営業外収益		478
資本収入		724
長期借入金		-
運営費負担金		724
その他資本収入		-
その他の収入		3,956
計		73,390
支出		
営業費用		62,777
医業費用		62,149
給与費		36,432
材料費		14,077
経費		11,246
研究研修費		394
一般管理費		629
給与費		435
経費		193
営業外費用		617
資本支出		7,967
建設改良費		5,269
償還金		2,698
その他の支出		-
計		71,361

（注1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

（注2）期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。

[人件費の見積り]

期間中総額 36,867 百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

[運営費負担金の繰出基準等]

高度・小児医療等の不採算経費及び救急医療の確保に要する経費等については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

## 2 収支計画（令和3年度から令和6年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額	
収益の部		70,292	
営業収益	営業収益	68,773	
	医業収益	59,987	
	運営費負担金収益	7,018	
	補助金収益	599	
	寄附金収益	23	
	資産見返負債戻入	800	
	受託収入	347	
	営業外収益	737	
	運営費負担金収益	258	
	その他営業外収益	478	
臨時利益		782	
費用の部		70,261	
営業費用	営業費用	69,644	
	医業費用	給与費	68,539
		給与費	37,102
		材料費	14,077
		経費	11,265
		減価償却費	5,694
		資産減耗費	6
	研究研修費	394	
	一般管理費	654	
	資産に係る控除対象外消費税等償却	451	
営業外費用	617		
臨時損失		-	
純利益		31	
総利益		31	

（注）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

3 資金計画（令和3年度から令和6年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額
資金収入		78,087
資金収入	業務活動による収入	68,710
	診療業務による収入	59,987
	運営費負担金による収入	7,276
	その他の業務活動による収入	1,447
	投資活動による収入	4,680
	運営費負担金による収入	724
	その他の投資活動による収入	3,956
	財務活動による収入	-
	長期借入れによる収入	-
	前期中期目標の期間からの繰越金	4,697
資金支出		78,087
資金支出	業務活動による支出	63,395
	給与費支出	36,867
	材料費支出	14,077
	その他の業務活動による支出	12,450
	投資活動による支出	4,762
	有形固定資産の取得による支出	4,762
	その他の投資活動による支出	-
	財務活動による支出	3,205
	長期借入金の返済による支出	1,808
	移行前地方債償還債務の償還による支出	891
	その他の財務活動による支出	507
	次期中期目標の期間への繰越金	6,725

（注）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

2,000 百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

ア 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応

イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

土地（福岡市中央区唐人町二丁目 133 番 2 面積 16,925.85 平方メートル）を譲渡する。

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 料金

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場

合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額

イ 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額

ウ 上記以外のものについては、別に理事長が定める額

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第10 地方独立行政法人福岡市立病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画(令和3年度から令和6年度まで)

(単位:百万円)

施設及び設備の内容	予 定 額	財 源
病院施設, 医療機器等整備	4,762	積立金等

2 人事に関する計画

人事評価制度の改善に引き続き取り組むとともに、教育・研修体制の充実等により、職員のモチベーションの維持・向上を図る。

また、適材適所を基本とした柔軟な人事配置を行うとともに、有期職員の活用やアウトソーシングの検討を積極的に行い、効果的・効率的な組織運営体制の構築を図る。

3 中期目標の期間を超える債務負担

ア 移行前地方債償還債務

(単位:百万円)

	中期目標期間 償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	891	2,780	3,671

イ 長期借入金償還債務

(単位:百万円)

	中期目標期間 償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	1,808	7,204	9,012

ウ 新病院整備等事業

(単位:百万円)

	事業期間	中期目標期間 事業費	次期以降 事業費	総事業費
新病院整備等事業	平成23年度から 令和12年度まで	1,948	2,165	4,113

4 積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備, 医療機器の購入, 教育・研修体制の充実等に充てる。

## 地方独立行政法人福岡市立病院機構 第4期中期目標

## 目次

## 前文

## 中期目標の期間

## 第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 医療サービス
  - (1) 良質な医療の実践
  - (2) 地域医療への貢献と医療連携の推進
  - (3) 災害・感染症等への適切な対応
- 2 患者サービス
  - (1) 患者サービスの向上
  - (2) 情報発信
- 3 医療の質の向上
  - (1) 病院スタッフの計画的な確保と教育・研修
  - (2) 信頼される医療の実践

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 自律性・機動性の高い運営管理体制の充実
- 2 事務部門の機能強化
- 3 働きがいのある職場環境づくり
- 4 法令遵守と公平性・透明性の確保

## 第3 財務内容の改善に関する事項

- 1 持続可能な経営基盤の確立
  - (1) 経営基盤の安定化と運営費負担金の適正化
  - (2) 投資財源の確保
- 2 収支改善
  - (1) 収益確保
  - (2) 費用削減

## 第4 その他業務運営に関する重要事項

- 1 福岡市立こども病院における医療機能の充実
- 2 福岡市民病院における経営改善の推進



## 前文

地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）は、平成22年4月の設立以来、「いのちを喜び、心でふれあい、すべての人を慈しむ病院を目指します。」という基本理念の下、福岡市立こども病院については、こどものいのちと健康をまもることを目的とし、高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療を提供する病院として、また、福岡市民病院については、地域医療を基礎としつつ、高度医療及び高度救急医療を提供する地域の中核的な病院として、両病院の運営に取り組んできた。

平成29年度から令和2年度までの第3期中期目標期間中においては、地方独立行政法人制度の特長を活かして、医療水準の更なる向上を目指し、医療機能の強化や経営の効率化に取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症の流行に際しては、BCP（事業継続計画）を踏まえながら、疑似症患者の受入体制をいち早く整えるとともに、保健所や他の医療機関との連携の下、入院患者を積極的に受け入れるなど、適切な対応を行った。

第4期中期目標においては、引き続き医療機能の強化や経営の効率化に取り組み、市立病院として担うべき医療の安定的、継続的かつ効率的な提供に努めるとともに、福岡県において策定された地域医療構想や、今後、国によって示される公立病院の役割等を踏まえ、地域の将来あるべき医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの推進、災害・感染症等の危機管理に際して求められる役割を果たすよう病院運営に取り組むこととする。

福岡市立こども病院においては、小児医療、周産期医療を取り巻く状況や医療環境の変化等を踏まえ、求められる役割を果たせるよう、中核的な小児総合医療施設としての医療機能の充実を図るとともに、引き続き病床の適切な運用や更なる確保を目指した取組を進めることとする。

福岡市民病院については、平成20年6月の福岡市病院事業運営審議会答申及び同年9月議会の「新病院の整備に関する決議」を踏まえ、同病院の現状や公立病院を取り巻く医療環境の変化等を勘案し、福岡市において、引き続きそのあり方について検討していく。

## 中期目標の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

### 第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 医療サービス

##### (1) 良質な医療の実践

市立病院機構は、地域における医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、福岡市における医療政策として求められる高度専門医療、救急医療等を提供すること。

また、その役割を安定的かつ継続的に果たすため、患者のニーズや医療環境の変化に即して、診療機能の充実や見直しを図ること。

##### ア 福岡市立こども病院

これまで培ってきた高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療の更なる充実を図るとともに、中核的な小児総合医療施設として求められる役割を果たすこと。

##### イ 福岡市民病院

高度専門医療を担う地域の中核病院としての機能を維持するとともに、高度救急医療の更なる充実を図ること。

##### (2) 地域医療への貢献と医療連携の推進

地域医療に貢献するため、地域の医療機関との連携・協力体制の更なる充実を図り、病病・病診連携を積極的に推進するとともに、地域包括ケアシステムの推進に取り組む上で求められる役割を果たすよう病院運営に取り組むこと。

##### (3) 災害・感染症等への適切な対応

災害・感染症等の発生時やその他の緊急時において、福岡市地域防災計画、各種感染症の対策行動計画等に基づき、市立病院として迅速かつ的確に対応すること。

また、他の自治体において大規模な災害・感染症等が発生した場合は、関係機関や災害協定に基づく医療機関等との連携を図るなど、迅速かつ的確に医療救護活動や人的・物的支援に努めること。

##### ア 福岡市立こども病院

高度医療を行う小児総合医療施設として、関係機関と連携を図りながら、必要な医療の継続のため医療資源を最大限活用するなど、役割に応じた適切な対応を図ること。

##### イ 福岡市民病院

必要な医療の継続及び救護活動を実施するとともに、感染症発生時においては、感染症指定医療機関として福岡市における対策の先導的かつ中核的役割を果たすため、必要な対応を図ること。

#### 2 患者サービス

##### (1) 患者サービスの向上

選ばれる病院であり続けるため、ICT（情報通信技術）の積極的な活用などにより、効率的かつ効果的なサービスの展開に努めるほか、ボランティア等との連携を図ることにより、多様な市民・患者一人ひとりの視点に立った患者サービスの向上に努めること。

## (2) 情報発信

ホームページや広報誌等により、病院の役割や医療内容等を積極的に情報発信するなど、市民・患者に開かれた病院づくりに努めること。

## 3 医療の質の向上

### (1) 病院スタッフの計画的な確保と教育・研修

医療水準を向上させるため、医療環境の変化を見据え、中長期的な観点から、優れた知識と専門性を有する人材の確保に努めること。

また、研修体制の充実などにより、スタッフの専門性や医療技術の向上を図ること。

### (2) 信頼される医療の実践

市民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。

また、患者が自ら受ける医療の内容を理解し、納得の上で自分に合った治療法を選択できるように、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底するなど、患者中心の医療を実践すること。

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

### 1 自律性・機動性の高い運営管理体制の充実

地方独立行政法人制度の特長を活かし、各病院が自らの特性や実情を踏まえ、より機動的に業務改善ができるよう、各病院において病院長がリーダーシップを発揮し、自律性を発揮できる運営管理体制の充実を図ること。

### 2 事務部門の機能強化

各病院の経営支援を的確に行うことができる人材や、医療を巡る環境変化に柔軟に対応できる人材を育成するため、その専門的知識やスキルを習得するための研修を計画的に実施するとともに、市立病院としてのノウハウを確実に蓄積し、事務部門の更なる機能強化に努めること。

### 3 働きがいのある職場環境づくり

国の働き方改革の考え方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの実現や職員の福利厚生の実現に向けた取組を行い、職員が働きやすい職場環境の整備に努めること。

また、職員の業績や能力を公正かつ客観的に評価できるように人事評価制度の改善を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図ること。

### 4 法令遵守と公平性・透明性の確保

医療法を始めとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理に従い、市立病院の運営を担う地方独立行政法人として、公平性・透明性を確保した病院運営を行うこと。

また、個人情報の保護及び情報公開に関しては、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）及び福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）に基づき、適切に対応すること。

### 第3 財務内容の改善に関する事項

#### 1 持続可能な経営基盤の確立

##### (1) 経営基盤の安定化と運営費負担金の適正化

市立病院として求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくため、医療環境の変化に対応しながら、より一層の経営の効率化や健全化を進めるなど、経営改善に取り組み、持続可能な経営基盤を確立すること。

また、地方独立行政法人法に基づく運営費負担金の趣旨を踏まえ、公立病院としての役割を果たすとともに、自律的な運営に努めること。

##### (2) 投資財源の確保

施設整備や高額医療機器の更新など、今後の投資計画を踏まえながら、自己財源の確保に努めること。

#### 2 収支改善

##### (1) 収益確保

診療体制の充実や効率的な病床利用及び高度医療機器の稼働率向上に努めるとともに、診療報酬改定等の医療環境の変化に的確に対応し、安定的かつ確実な収益の確保に努めること。

##### (2) 費用削減

地方独立行政法人の会計制度に基づいた効果的かつ効率的な事業運営に努めるとともに、効果的な費用の削減に努めること。

また、計画的な維持修理による施設の長寿命化と投資の平準化、施設運営・保守管理の効率化などのアセットマネジメントを推進すること。

### 第4 その他業務運営に関する重要事項

#### 1 福岡市立こども病院における医療機能の充実

小児医療、周産期医療を取り巻く状況や医療環境の変化等を踏まえ、福岡市立こども病院に求められる役割を果たせるよう、中核的な小児総合医療施設としての医療機能の更なる充実を図ること。

また、新病院基本構想で示された医療機能の基本的な考え方を踏まえ、引き続き病床の適切な運用や更なる確保を目指した取組を進めること。

#### 2 福岡市民病院における経営改善の推進

福岡市民病院については、地方独立行政法人化後、医療環境の変化等を踏まえ医療機能を強化するなど、順調にその経営改善が図られたところであるが、引き続き経営課題の解決に努めるなど、更なる経営改善を進めること。

また、将来的な市民病院のあり方に関する検討状況を踏まえながら、既存の施設・設備の計画的な維持管理に取り組むこと。

# 4. 保健福祉局 組織編成案

変更

現 行 (令和2年度)	編 成 案 (令和3年度)
<p>保健福祉局 <u>345</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理事</li> <li>総務企画部 <u>36</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課 14</li> <li>政策推進課 7</li> <li>課長※健康先進都市推進 4</li> <li>地域福祉課 10</li> </ul> </li> <li>生活福祉部 <u>57</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護課 15</li> <li>生活自立支援課 5</li> <li>保険年金課 20</li> <li>保険医療課 16</li> </ul> </li> <li>健康医療部 <u>59</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療課 13</li> <li>保健予防課 15</li> <li>健康増進課 15</li> <li>口腔保健支援センター 2</li> <li>医療事業課 4</li> <li>精神保健福祉センター 9</li> <li>副所長</li> </ul> </li> <li>高齢社会部 <u>85</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢社会政策課 10</li> <li>地域包括ケア推進課 12</li> <li>介護保険課 19</li> <li>高齢福祉課 14</li> <li>認知症支援課 7</li> <li>事業者指導課 22</li> </ul> </li> <li>障がい者部 <u>46</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい企画課 14</li> <li>障がい者支援課 9</li> <li>障がい福祉課 14</li> <li>障がい者更生相談所 8</li> </ul> </li> <li>生活衛生部 <u>60</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活衛生課 9</li> <li>食品安全推進課 7</li> <li>動物愛護管理センター 18</li> <li>食肉衛生検査所 15</li> <li>食品衛生検査所 10</li> </ul> </li> </ul>	<p>保健福祉局 <u>381</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理事</li> <li>総務企画部 <u>34</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課 12</li> <li>政策推進課 7</li> <li>課長※健康先進都市推進 4</li> <li>地域福祉課 10</li> </ul> </li> <li>生活福祉部 <u>60</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護課 14</li> <li>生活自立支援課 6</li> <li>保険年金課 23</li> <li>保険医療課 16</li> </ul> </li> <li>健康医療部 <u>59</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療課 13</li> <li>保健予防課 15</li> <li>健康増進課 15</li> <li>口腔保健支援センター 2</li> <li>医療事業課 4</li> <li>精神保健福祉センター 9</li> <li>副所長</li> </ul> </li> <li>部長※新型コロナウイルス感染症対策 <u>24</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>課長※新型コロナウイルス感染症対策 6</li> <li>課長※新型コロナウイルス感染症対策 7</li> <li>課長※新型コロナウイルス感染症対策 5</li> <li>課長※新型コロナウイルス感染症対策 5</li> </ul> </li> <li>部長※新型コロナウイルスワクチン接種 <u>10</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>課長※新型コロナウイルスワクチン接種 4</li> <li>課長※新型コロナウイルスワクチン接種 5</li> </ul> </li> <li>高齢社会部 <u>85</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢社会政策課 9</li> <li>地域包括ケア推進課 11</li> <li>介護保険課 20</li> <li>高齢福祉課 12</li> <li>認知症支援課 6</li> <li>事業者指導課 26</li> </ul> </li> <li>障がい者部 <u>47</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい企画課 15</li> <li>障がい者支援課 9</li> <li>障がい福祉課 15</li> <li>障がい者更生相談所 7</li> </ul> </li> <li>生活衛生部 <u>60</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活衛生課 10</li> <li>食品安全推進課 7</li> <li>動物愛護管理センター 17</li> <li>食肉衛生検査所 15</li> <li>食品衛生検査所 10</li> </ul> </li> </ul>